

国立大学協会

会 報

第 29 号

一般教育「総合コース」について

お茶の水女子大学長 藤 田 健 治

一般教育について—東京工業大学の場合—

東京工業大学教授 谷 口 修

A 事業報告

理事会，総会，事務連絡会，常置委員会，特別委員会，大学
運営協議会議事要録

B 要 望 書

大学入学志願者急増対策その他に関する要望書

C 資 料

教員養成のための教育課程の基準について（教育職員養成審議会）等

D そ の 他

昭和 40 年 8 月

会 報

(第 29 号)

目 次

一般教育「総合コース」について

一般教育について—東京工業大学の場合—

お茶の水女子大学長 藤田 健治……………(1)

東京工業大学教授 谷口 修……………(5)

A 事業報告

1. 諸会議事要録

- (1) 理事会議事要録
(昭和40. 6. 23)……………(8)
- (2) 理事会議事要録
(昭和40. 6. 24)……………(9)
- (3) 理事会議事要録
(昭和40. 6. 24)……………(10)
- (4) 理事会議事要録
(昭和40. 6. 25)……………(10)
- (5) 第34回総会議事要録 (第1日)
(昭和40. 6. 24)……………(11)
- (6) 第34回総会議事要録 (第2日)
(昭和40. 6. 25)……………(15)
- (7) 第2回事務連絡会議議事要録
(昭和40. 6. 28)……………(18)
- (8) 第1常置委員会議事要録
(昭和40. 6. 24)……………(20)
- (9) 第1常置委員会議事要録
(昭和40. 6. 25)……………(21)
- (10) 第2常置委員会議事要録
(昭和40. 6. 23)……………(22)
- (11) 第2常置委員会議事要録
(昭和40. 6. 24)……………(23)
- (12) 第2常置委員会議事要録
(昭和40. 6. 25)……………(24)
- (13) 第3常置委員会議事要録
(昭和40. 6. 23)……………(24)

- (14) 第3及び第4常置委員会
合同会議議事要録
(昭和40. 6. 23)……………(25)
- (15) 第3常置委員会議事要録
(昭和40. 6. 24)……………(25)
- (16) 第3常置委員会議事要録
(昭和40. 6. 25)……………(26)
- (17) 第4常置委員会議事要録
(昭和40. 6. 24)……………(26)
- (18) 第4常置委員会議事要録
(昭和40. 6. 25)……………(27)
- (19) 第5常置委員会議事要録
(昭和40. 6. 23)……………(28)
- (20) 第5常置委員会議事要録
(昭和40. 6. 24)……………(28)
- (21) 第5常置委員会議事要録
(昭和40. 6. 25)……………(29)
- (22) 第6常置委員会議事要録
(昭和40. 6. 23)……………(29)
- (23) 第6常置委員会議事要録
(昭和40. 6. 24)……………(30)
- (24) 第6常置委員会議事要録
(昭和40. 6. 25)……………(31)
- (25) 第7常置委員会議事要録
(昭和40. 6. 24・25)……………(31)
- (26) 学生急増対策特別委員会議事要録
(昭和40. 6. 23)……………(32)
- (27) 科学技術行政特別委員会議事要録
(昭和40. 6. 25)……………(32)

- (28) 第1回大学設置基準特別委員会議事要録
(昭和40. 6. 25).....(33)
- (29) 第2回大学設置基準特別委員会議事要録
(昭和40. 6. 25).....(33)
- (30) 第11回大学運営協議会議事要録
(昭和40. 6. 23).....(33)
2. 諸会合 (昭和40年5月～6月).....(34)

B 要 望 書

第34回総会において決議されたもの

- A 大学入学志願者急増対策
について.....(35)
- B 国立大学教官等の給与改
善について.....(36)
- C 大学健康管理の改善整備
について.....(41)

- D 教員養成大学・学部の整備
充実と大学院設置について.....(41)

C 資 料

1. 教員養成のための教育課程の基準
について(教育職員養成審議会).....(43)
2. 大学設置基準改善要綱審議日程等
について.....(47)
- (参考)大学設置基準の改善に伴う対照表

D そ の 他

1. 学長異動.....(54)
2. 国立大学協会分室の利用について.....(54)
3. 寄贈図書.....(54)

一般教育「総合コース」について

お茶の水女子大学長 藤 田 健 治

一般教育が専門教育に対して新制大学でとりあげられて以来、これは何か大学教育をとまどわせた観があった。新制大学がかつての旧制大学の理念で割り切れるかどうかを余り深く考えずに、大学とは旧制大学以来なずんだ考えで専門教育をする場処として見ると、たしかに一般教育は大学にそぐわないものであり、しかもある以上何かをせねばならぬとすれば、いずれかというところ荷厄介という事になる。しかしまた新制大学は年次的に言う旧制高校の上の2年と旧制大学の下の2年で出来ているものと考えて見れば、最初の2年では少なくともそう専門の教育をするのは無理であるし、また出来もしない。従ってその期間に一般教育をするのであれば、それは旧制高校で受けた教育に準じたものとなると考えられる。しかしそういう考え方で落付くかというところ、また大学は依然大学であつて、大学4年で兎も角も学生は社会に出て社会人となるのだから、4年で大学教育を完成せねばならない。そうなると前半の2年を丸々一般教育でつぶすと、本来大学の目標たる専門教育が不充分となるから、大学教育ではやはり専門教育を優先させ、一般教育は二の次という事になり、その点でも一般教育はあらずもがなの存在となる。このような様々なとまどいやひずみやそこから抜け出ようとする努力などの結果として一般教育の実状はまた様々な方向に本来の趣旨から逸脱して発展したように思われる。

第一は専門教育優先の立場から一般教育に専門教育の基礎、あるいはそれへの入門コースたるべき役割を与える事である。そしてそれが高校教育と大学の専門教育との橋渡しをすると共に、専門教育の実施に確実な基礎をおき、それを容易にするといえる。この面はたしかに必要であり、そしてまた真面目に努力されて来て、現在の基礎教育科目となったものといえよう。しかしこの考えは飽くまでも専門教育を優先させ、それを基準として一般教育を考える考え方で、それで割り切つて了

えばそれまでであるが、果してそれだけで一般教育本来の趣旨を顧みる必要がないかというところ、そうとも言い難い。つまり専門教育とちがった然も専門教育のあるべき欠陥を補う独自の役割を一般教育に認めようという趣旨から言うところ、一般教育をすべて基礎教育に解消して了解わけにはいかない。一般教育は飽くまでも専門教育にない一般社会人文化人としての教養を与え、社会生活をして行く上に正当な判断や行動が出来るようにするものでなくてはならない。そこに第二に大学教育には専門教育と違った一般教育を考える立場があるわけであり、(そのようにして一般教育の位置をみとめるとそれでなくても専門教育にける期間が短いのが更に短くなるから、それを充分にするために大学院をもうけるべきであるという主張も生れるが、その点は今は述べない事として)それを具体的にどのように行ふかは仲々困難が伴う。このような一般教育は将来いかなる専門に分かれるべき人々も当然具えるべき良識、従ってまた理解出来消化出来る良識を与えるという事であるから、学問的水準からいえば専門まで行かない低度のものか、必ずしも厳密ならざるものか、精々が高校教育の繰返ししか確認といったものになる虞れがあった。事実高校教育の側から言えば、これはかつての旧制中学よりも1年増加して、可成り高程度の内容をも与え得るようになっているからである。

このように従来一般教育という名で行なわれたものが、基礎教育に発展するか、或は低度の良識教育か繰返し教育かのいずれかになっていったというのは少しく言い過ぎであろう。事実そのいずれでもない大学本来の程度を失わないと共に、また一般教育の趣旨にも添うた立派な教育も行なわれ得た事実もあるであろう。ただししかしこれまでの一般教育には実施上困難点があったのではあるまいかと思われるのである。

従来一般教育は専門教育とちがって真に社会人

文化人として具えるべき一般的教養を与えようといながら、実は専門と少しも変らぬ科目をかかげて行われて来たのである。このように個別科学と同様の単独科目で一般教育を行なうとき、それが上述のように基礎教育の内容を具えるようになるのは自然である。それでもなお一般教育の趣旨に添おうとすると、いきおいまた低度の良識教育が繰り返し教育となるおそれのある事も自然であろう。では必ずしも基礎教育科目でもなく、さりとて低度の良識教育その他にもならない一般教育が、ただ概念的に止まらず、事実行われ得るであろうか。

従来わが国で一般教育として考えられたものには、二通りの理念があったように思われる。一つはかつて旧制高校が目指したと思われる、いずれかと言うと西欧的な人文主義的な文化的教養といった意味のものと、今一つは戦後のアメリカ的な実用主義的な社会的良識といった意味のものである。戦後は特にこの後者、善き市民としての良識が強調せられたが、しかし、前者もまた根強いものとして一般教育の實際を支配して来たと思われる。これ等一般教育の理念はいずれもが一般教育の重要な面を表わしていて、共に必要と考えられるが、ただ大学でそれを行なうとなれば、当然個別科学と結んで行なわれなければ、単に低度の前学問的常識を出ない事になる。そこにさきに述べた一般教育が事實は個別科学と相応した単独科目として行なわれた理由があると同時に、その事から当然起こり得た結果があったのである。そこでこの難点を打開する方法として一般教育を単独科目で行なわず、別の方法即ち総合科目として行なうことは如何であろうかという着想が生れる。

現代科学は激しい分化の傾向にある。それは合理性の徹底の要求から微に入り細を穿って、分析的に研究を焦点化しないと確実な実績があがらないからである。従って個別科学自体が既に現實を分析して一定領域又は象面を限って夫々研究対象としているばかりでなく、同一科学内でも研究が精緻になればなるほど分析的に分化して行かざるを得ない。しかし現實の世界では、夫々の個別科学がその一面一面を対象としているものが、実は一つとなって全体として動いているわけで、従っ

て知識が現實を離れない限り、一面で分析分化の必然的傾向を認めねばならぬと共に、他面では綜合統一が必要である事は言うまでもない。科学自身が個別科学に分化する事も、また個別科学が内部的に細かい研究分野に分化する事も、実はそうした全体の中での関連や位置づけがあつてはじめて真に実のりあるものとなる。従って科学的知識に関する限り、分析と統一は事の両面であつて、相伴い相補わねばならぬのは当然といえる。

専門教育の分化の傾向は、分化が同時に局限化や焦点化となる限り、知識の狭さを結果するために、一般教育はこのような専門的分化をこえて広い文化人社会人としての教養を求める点に本来の存立をもつとすれば、そしてまたそれが大学教育として行なわれる限り、単なる漠然たる無根拠の常識の範囲でなくて科学的知識に基づくものでなければならぬとすれば、当然どの程度でかで個別科学的知識の綜合として与えられねば意味をなさない。またそうする事によって分化した知識が全体との関連を得て、現實にその人がこの世界この社会に生き情感し判断し行動する際に、全体的視野の下において身についた正しい生き方をする事が出来ると考えられる。もとより分化した知識を与えても、優秀な学生はそれを自主的に綜合的知識とするかも知れないが、然し又分裂のままに終る事も考えられるから、本来綜合的な知識とし又はその見地から与えられれば、一層その傾向を助長し促進する事が出来る。そこに真の意味の一般教育の本来の趣旨が達成出来ると思われる。

右のような考えから一般教育本来の趣旨を大学教育の中で真に生かすために、総合科目としてこれを行なう事に踏み切ったのは約10年前の事であった。當時は諸外国ではその例があつたが、我が国にはなく、色々と毀誉褒貶はあつたが、一つの試みとして今日まで続けて来て、現在国大協一般教育特別委員会の中間報告に見られるように総合科目として認められるようになり、また諸大学に於ても研究されるだけでなく實際にも試みられているのは、我々としては所志を貫き得た点で欣快にたえない。

以下本学で行った概要をあげて関心を持たれる方面の御参考となれば幸いである。総合コース

般及び本学のそれについては、既に色々の機会に申述べてあるので、次に私の関係したものだけをあげておきたいと思う。

1. 大学基準協会編、「大学における一般教育」 1952年
2. 民主教育協会（IDE）編「大学における一般教育」IDE教育資料第2集 1957年
3. 日本私学連盟第4回一般教育研究集会集録「総合コースの実施について」 1960年
4. 国際キリスト教大学学生会編ICU「真の教養と真の文化」 1960年
5. 国立大学協会中間報告「大学における一般教育」 1962年
6. お茶の水女子大学総合コース研究会編「一般教育における総合コース」IDE教育資料第32集 1962年
7. 中国四国地区一般教育研究会第12回協議会要録「一般教育における総合コースについて」 1964年
8. 「大学における一般教育」（文部省科学試験研究） 1965年

本学で行った総合コースは同一テーマについて人文社会自然の系列に渉る各専門の教授達を動員して、夫々専門の立場から、しかも相互に緊密に連繋して講義を行ない、その間学生と教授間でディスカッションを通じて共同研究の場をもうけて、一般教育の趣旨を徹底させるように努力したものである。

○題 目

ギリシャ・ローマ文明	1956年
近代社会と人間	1957年
現代社会の動向と人間関係	1958年
現代における自由と進歩	1959年
A 東と西（第1年次生） B 現代における自由と進歩（第2年次生）	1960年
東と西	1961年
ギリシャ・ローマ文化	1962年
現代社会における人間と自由	1963年
自然と社会	1964年
科学と人間	1965年

題目は最初は比較的やり易い歴史的（ヒストリ

カル・アプローチ）なもので始めたが、それでは自然科学は科学史の形で入れる外なかった。後に問題的（プロブレム・アプローチ）な方向になって現代の科学や技術の問題も取扱うようになって行った。

○参加人員

教官、人文社会自然に渉る教官10名前後

（題目により交替し、又非常勤講師も加える）

学生、各学部に渉り主として第2年次生を対象とし、他の年次生も出席可能 大体 100名— 200名程度

○実施方法

1. 事前の打合せ—コース題目の選定、各教官分担内容、講義の順序、シラバスの作成等
2. シラバス—序論（総合コースの意味目的、学長又はコース主任担当）、各担当教官の講義内容の摘要と参考書、附表、附図、年表等
3. 時間数、週2時間或は4時間1年間
4. 授業開始 序論、シラバス配布
5. セミナー 年間2回（中間と終りに各4時間）全講師と学生出席、学生から講義についての問題提出、それに対する各講師の応答、最初学生小人数の時は質疑応答が自由に行なわれ、多人数をグループに分けて行なった事もあったが、現在は講師のパネルディスカッションに学生も加わるという程度になっている。
6. 試験と単位 各教官より1、2題ずつ出題同一系列の2題に解答する事によってその系列の2単位取得、3系列のいずれをとるも可、但し計4単位（週4時間の時は8単位）総合的問題を出し全体として答えさせる事も考えないではないが、現行制度で3系列に分れているので、単位取得もそれに合わせている。

効果と欠点

総合コースを行なって得た効果は当然さきにあげた趣旨が達成出来たかどうかにかかろうが、それには結局各講師のバラバラの然も担当時間も比較的多くない講義で所期の結果が得られるか、或は単的に総合総合といって実は一

つも総合にならないではないかという非難もあり得たのである。然し同一共通題目という事が自然そう心掛ければ総合の方向をとり得るであろうし、セミナーでその示唆を与える事も出来ると答え得るであろう。それに一つの題目について様々な視角や角度からの見解を開陳された時、普通ならば必ず比較対照をするであろうし、その結果は共通点と相違点に気附くであろうし、そこに総合への示唆もであろうし、問題も感じ自発的な努力もよび起し得るであろう。むしろ無理な総合をしいてしたり、定着した統一の見解を出すには及ばず、ある程度以上は学生の自発性に俟つ考えである。

しかし総合コースを行なってよかったと思つた事は、一つには教官相互が専門とする学問の上での知識の交換に役立ち、学校行政的な面以外の点で接触する事が出来、相互に総合的知識を得る上で裨益するところが多かった。二つには学生が講義内容の新鮮さに興味をもつたのは素よりであるが、特に焦点化された題目について全体的な視野を得、又一方的見解の誤りを是正されて色々な見方のある事に気附かせられたように思われる事である。それは具体的にはセミナーの時の多くの教官が一つの問題について開陳するちがった観点や見解にふれて、学生自身が自己反省をする事で、その意味でセミナーは特に興味深いようである。

以上一般教育の本来の趣旨を生かしながら、その難点を総合科目として解決する試みを述べたのであるが、もとより単独科目でも、それが内容的

に広汎な領域にわたる単独科目—例えば哲学、史学、社会学等—にあつては教官にその人を得れば充分一般教育の本旨に副うた教育は行なわれるであろう。従つて国大協の特別委員会の中間報告も基礎教育科目の外に単独科目による一般教育科目を認めているのである。更に総合コースは3系列にわたらずに各系列の内でも又2系列だけでも行なわれ得るのとはもとよりである。ただ広いほど総合の趣旨に副うように思われるだけである。

最後に総合コースを一般教育として行ない、然もその一般教育というのは大体専門教育に先だつものとしたが、若し分析と総合とを対立概念とみ、然も相伴い相補うべきものとすれば、どの程度の分析を前提として総合を行なうかによって、総合コースの程度はいかようにする事が可能である。ここで総合コースの対象を大体第2年次生としたのも、一応大学にはいつて1年たつて大学教育になれば、或は或程度の基礎教育もうけた上で総合科目に進ませる積りで考えたわけである。これを更に第3年次第4年次に試みる事も不可能ではないであろうし、否そればかりでなく必要であるかも知れない。こうなると場合によっては専門教育を高度の教育と考え、一般教育をそれに先だつ一応初歩的な低段階と暗に考えている従来の考え方を根本的にあらためて、総合コースとしての一般教育を専門教育と対等の形でその分析的行き方に対して総合的に行き方をするものとして並置する事も出来るかもしれない。このように高度の一般教育を総合コースとして新しい試みに出発させる事も、それは教育上の一つの夢かも知れないが、時折筆者の心に訪れるのを禁じ得ないのである。

一般教育について

— 東京工業大学の場合 —

東京工業大学教授 谷 口 修

1. 話は遡って

話は終戦直後に遡るが、みじめな敗戦を迎えた大学では、これまでの大学のあり方について深く反省し、将来の大学をどのような形にもっていったらよいかについて討議を重ね、昭和21年度から新しい制度に踏みきった。当時の学長であった和田小六博士は次のように書いている。

明治、大正を通じてのわが国の長足の進歩に技術者の果たした役割り、従って、技術教育のなした貢献とその責任の大きかったことを否むものはないであろう。その点、われわれは、われわれの先輩の卓見と努力に心から感謝しなければならない。

技術およびそれが直接間接に生み出すいろいろの事象は、われわれの生活の根底に深く食い入って、今や技術は、文化生活を支配し、それに不可欠の要素となっている。また、目前には、明暗二つの分野に通じる原子力の時代がひらかれようとしている。敗戦といういたましい現実に従えなくても、今日、われわれとして、この人類の発展、社会の福祉に今後益々深刻な影響をもたらすであろう技術者の教育に反省を加え、将来に対し思いめぐらすことは当然のことである。

わが国の教育制度及びその内容にはいろいろ不備の点もあり、欠陥もあるが、そのうちで一番大きな欠点として識者の間に広く認められていることは、それが画一的であり、詰込主義的であるということであった。この個性と知性の自由な発達を尊重しない教育のやり方に対し、先ず強い反省が加えられなければならない。……

この改革は、いろいろ細かいこともあるけれども、大きくいえば、第1は学科の枠を取り外して学習の自由を拡大したこと、第2は一般教育を取入れたことであろう。

第1の点に関しては、教授陣を理学系、応用化学系、応用物理系、建築系、経営系の5群に分け、一方学生は一括入学して最初の1年は共通的に工学の基礎科目を学習しつつ専門分野に対する概念を得、第2年次は専門課程を選択して、その専門技術の基礎となる科目についての訓練を受け、最終の学年においては教授の研究に参加するようにした。第2年次以降の専門課程は大学で示した「標準学修課程」に沿って勉学するほか、境界領域をねらった独自のコースを考えて勉学することが認められた。

この学科廃止の方法は、内部的には学科制に対して郷愁を感じる人々のあったこと、外部的には学科制のない形で学生定員を増加する場合、文部省は教官、建物、設備をみてくれないという致命的な欠陥のため、数年前の理工系増募のさいに、学科別に再編成し、以後40人1学科のやり方で、他大学と同様、世にも不思議な学科名称を考案しつつ、学生定員増を行なっている現状である。しかしながら前記の教育の方針は旧制大学から新制大学に受けつがれ、今日でも変わっておらず、大学は二重構造をもって運営されている。この点は現在大きい大学で、同じ系統の学科をいくつか有する処では、例えば系というようなくくり方で教育を行なっているのと結果的には同じであって、このような二重構造の原因は文部省の予算の建て方に根本の問題がある。

本題からそれたようであるが、旧制の大学として終戦翌年から一般教養を採用したのも、上のような教育体系の変革があつて、はじめて可能であつたというべきである。従来工科系の学生は非常に視野が狭く、工業の指導者としてよりも、職人となりがちであつた弊を打破しようとして、専門教育と平行して、一般教養の科目を設けたのであつて、古い教授要目を取り出して見ると次のような科目が設けられている。

1 年前期——哲学史

後期——経済学および経済史

2 年前期——社会思想史

後期——科学史および技術史

3 年前期——医学および生理学

後期——心理学、芸術史（美術および音楽）

これらの科目はほとんどそのまま新制大学に引き継がれ、一般教育科目の人文社会科目の根幹となった。当時専門の教官定員をやりくりして迎えた科学史・技術史の加茂教授は、引続いて新制大学の一般教養科目のまとめ役をされ、その後小樽商大の学長に栄転されて今日に至っている。

2. 現 状

新制大学になってからの一般教育のいろいろな問題は、多くの他の大学に起ったことが多かれ少なかれ本学でも起っているといって差支えないであろう。内部的に見た場合、われわれは教養課程——本学には教養課程はないのであるが、それに相当する教育という意味で——のやり方については、幾多の問題をかかえてはいるが、他所から見た場合、比較的スムーズにいつているのは、一つは上記のように旧制大学以来自発的に採用してきたこと、第二は単科大学であるために、4年間に對して自由に割りつけることができることによるのであろう。

現在本学で実施されている一般教育のやり方の特徴は次のようである。

(1) 自然科学系列の科目はほとんど基礎教育科目の性格で実施され、学生はすべて数学、物理学および化学をとり、ほとんどの学生が図学をとる。これらの科目は第1年次に配置されている。

(2) 人文・社会科学系列の科目は形式的には別個であるが、実際はほとんど一体に運営され、科目は第1年次から第4年次にわたり配置され、単位数は低学年の方に多く配分されている。

(3) 人文・社会系列の科目は「組分け講義」と「合同講義」の2形式の授業が併用されている。合同講義はどここの大学でも行なわれている多人数を対象とした授業であるが、組分け講義はその弊害を多少でも緩和し、教授と学生の親近感を強くするために、小人数で行なわれるもので、内容的

には人文・社会の総合講義として行なわれている。そのテーマは教官にまかされ、大学としては規制していない。組分けで行なわれる総合講義は4単位ずつ合計8単位で、第1年次では全学生を15クラスに分け（1クラス40人以下を目標としているが教官定員不足のため現在は50人弱）必修的に4単位を課している。残りの4単位の総合講義は第3年次の学生に対し、ゼミナールのような形式で実施されている。

(4) 一般教育科目の必要単位数は基準できめられた通りであるが、学生が選択してとった一般教育科目の単位数は、36単位を越えた分もすべて124単位の中で有効とされている。これは自然科学のみならず、人文・社会科学（15科目・60単位用意されている）についても同様で、形の上ではそれだけ専門の単位を喰っていることになるが、多くの学生は実際には124単位の外でとっているようである。

(5) 一般教育科目に関連して、さらに進んだ人文・社会科学関係科目が用意されている。学生はいずれかの学科に所属して、その学科の推奨する標準学習課程に沿って学習しながら、その半ばを社会科学関係の科目に置き換え、いわゆるdouble majorの方式で学習するコースが実施されている。これらの科目は次のようである。括弧内は単位数

前 学 期		後 学 期	
記号論理学第一	(2)	記号論理学第二	(2)
科学史・科学方法論	(2)	化学史	(1)
労働衛生及安全	(2)	技術史・技術論	(2)
工業意匠演習	(1)	近代経済学	(2)
社会と文明	(2)	企業内教育	(2)
地域開発計画	(2)		
科学技術教育史	(2)		
英語セミナー	(2)	英語セミナー	(1)
ドイツ語セミナー	(1)	ドイツ語セミナー	(1)

これらの科目は厳密に言えば専門教育科目で、どの学科の学生も共通にうけられ、double majorとして学習することを申告した学生は、これらに関係した卒業研究を行なうことが認められてい

る。

3. 今後の問題

今回の大学設置基準の改善にさいしては、基礎教育科目を一般教育科目から離し、「一般教育科目は、自然と人生と文化に関する理解を深め、あわせて専門分野と他分野との相関について知見をひろめるとともに、よき社会人となるに必要な教養を身につけさせることを目標とするものとする」となった。これは本学が終戦直後から行なってきた方針と一致するもので、基礎教育科目を明確にすることによって、かえって一般教養の性格を明瞭に打ち出すことができると思われる。

しかし改善要綱を定めた委員会でもこの方針は全面的に賛成を得られたものでもないように聞いている。一般教育のやり方は大きく分けて二通りあると思う。一つは従来の設置基準に定められていたように、人文・社会・自然の系列の釣合を保ち、文字通り一般の教育をするやり方で、これは人文・社会・自然の全系列の学部がそろっている真の意味の総合大学に適したやり方である。今一つは今回改善要綱にあるように、基礎教育科目と一般教養とを分けるやり方で、人文・社会・自然

の一系列の学部しか持っていない、いわゆる単科大学に適したやり方である。今回の改善で、上記二つのやり方のいずれでもやり得るように自由度を拡大したのは時宜を得たことと考える。ただしわが国の総合大学は形の上だけの総合大学であって、実は単科大学の集合大学にすぎないものが多く、したがって一般教育のやり方として後者の方式を採用するケースが多いと想像され、ここに一般教育軽視の批判が生れるものと思われる。

それはとにかく本学のような理工系だけの大学においては、一般教育の目標を人間形成に必要な事柄と、自己の専門と全体との関連という点において、それを達成するのに適当な科目を配置し、有効な授業を遂行することが最もよいと考えている。

良い一般教育を行なうには、何といたっても良い教官を得ることが必要である。良い教官を集めるための教官定員と、それらの教官が、絶えず自ら研鑽して教授能力の向上と、研究的ふん囲気の保持を計るに足る講座研究費を配当していただいで、一般教養の教官であることに誇りを持ち得るようにしたいものと念願している。

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日 時 昭和40年6月23日(木) 午後3時30分
場 所 東京大学大講堂第1会議室
出席者 大河内会長、奥田、杉野目各副会長
加茂、石津、中村、三輪、石橋、小牧
前川、遠城寺、柳本、福田、各理事
柚木監事代国歳
長谷川、井上、増田、高坂各常置委員
会委員長

大河内会長主宰のもとに開会

1. 理事の交代について

会長から、黒沢横浜国立大学長及び本田熊本大学長の退任に伴い、次のとおり、理事の交代があった旨披露された。

新

旧

中村横浜国立大学長 黒沢横浜国立大学長
柳本熊本大学長 本田熊本大学長

2. 総会議事日程について

会長から、第34回総会の議事日程について説明があり、承認された。

3. 理事候補者の各地区選出について

会長から、近畿地区以外の各地区で互選した理事候補者を披露され、地区互選のとおり総会に諮ることが了承された。なお、近畿地区については明日総会前の理事会において報告することで了承された。

4. 常置委員会委員候補者（代表者）の選考について

会長から、昭和40年4月27日の理事会において常置委員会委員候補者（代表者）を選考したが、その後地区別を考慮し、また、同一大学の代表者と教員が同一の常置委員会に属さぬよう調整する必要があるので会長、副会長で協議して作成した一部変更案について説明があり、提案のとおり候

補者を選考して総会に諮ることが了承された。

5. 常置委員会委員（教員）の選出について

会長から、昭和40年4月27日の理事会において教員の常置委員会委員の第1次選考をしたが、最終選考案は会長、副会長及び各常置委員会委員長に委され、その後会長、副会長、委員長で協議し、大学の種別、地区別を勘案して最終選考を行ない、別表のとおり成案を得たので各理事に回議し成案の通り承認を得たので、本人及び所属大学長の承諾も得既に委嘱の手続き完了し、明日の常置委員会から出席する予定になっている旨の報告があり了承された。

常置委員会(第22条第2項)委員
第2号の委員

氏名 区分	委員氏名	大学名	学部	専 門
第1	中川 秀恭 大島 康正	北 大 東教育	文 文	宗教学 哲学・倫理学
第2	続 有恒 問田 直幹	名古屋 九 大	教育 医	教育・心理学 生理学
第3	平田 隆夫 鈴木 幸夫	阪 大 徳島大	経 医	労働法 衛生学
第4	北本 治 倉知 与志	東 大 金沢大	伝研 医	内科学 眼 科
第5	馬場啓之助 加来 道隆	一 橋 熊本大	経 医	経済学史・経済 哲学 産婦人科
第6	柳瀬 良幹 山岡 亮一	東北大 京 大	法 経	行政法 農業経済
第7	垣下清一郎 近藤 正樹	群 大 島根大	学芸 教育	教育学 教育学

6. 大学の代表者が2大学の代表を兼ねる場合の取り扱いについて

会長から、宮城教育大の当協会加入に伴い、石津学長が東北大学長と宮城教育大学長を兼任されているので、同一人が2大学の代表を兼ねること

になったが、総会、常置委員会における取り扱いをいかにするか、会則の立案者の意見をただしたところ、この事例については予想していなかったが、総会の場合は、本人が両大学の代表者として出席しているのであるから、代理出席は認めないこととし、投票も一票を行使することとし、理事会や常置委員会が同時に開催されたときは、会則第6条第2項の「大学を代表する者に事故があるときは」の規定を類推適用して、一方の常置委員会には代理出席を許してはどうかと考えている旨説明があり、一部に総会への代理出席を認めるべきであるとの意見もあったが、さしあたり、原案どおり取り扱うことに決定された。

7. 各常置委員会及び特別委員会報告

会長から、総会で各委員会の報告を願うつもりであるが、要望書等を提案する予定をお持ちの委員会もあると思うので、あらかじめその内容を伺いたい旨を述べ、第2、第3、第4、第6、第7の各常置委員会委員長及び学生急増対策特別委員会委員長から、下記の点について説明があった。

記

- 第2常置委員会 能研テスト、入試要項に関し、総会では口頭で報告し、特に意見書等の作成はしない。
- 第3常置委員会 (イ) 学寮、その他学生厚生補導施設の管理運営について協議する。
(ロ) 就職推薦時期の申し合わせの遵守方を総会において確認する。
- 第4常置委員会 学生の健康管理に関する要望書を総会に提案する。
- 第6常置委員会 国立大学教官等の給与改善に関する要望書を総会に提案する。
- 第7常置委員会 教員養成系の大学・学部を整備充実と大学院の設置に関する要望書を総会に提案する。
- 学生急増対策特別委員会 大学入学志願者急増対策に関する要望書を総会に提案する。

8. 図書館、大学院整備、及び大学設置基準を検討する委員会について

図書館の問題、大学院の問題、大学設置基準の

問題について所管の委員会については明24日の理事会で検討することになった。

9. 学長会議（6月26日）における国立大学側の議事予定について会長から、学長会議の議事予定について、事務局作成の原案が説明され、異議なく承認された。（議事予定34頁参照）

10. 会長から 総会終了日の午後4時から、副会長及び新旧各常置委員会委員長に同席を願い、記者会見をする予定であるが、その際は、国大協が会則改正により新しい体制になったこと、教官等の給与改善、学生の健康管理、学生急増対策その他の問題について述べたい旨を説明され了承された。

(2) 理事会議事要録

日時 昭和40年6月24日（木）午前9時30分
場所 国立教育会館第2特別会議室
出席者 大河内会長、奥田、杉野目各副会長
加茂、石津、藤岡、大山、中村、三輪
石橋、篠原、小牧、赤木、前川、遠城
寺、柳本、福田各理事
柚木監事代国歳
長谷川、井上、高坂各常置委員会委員長

大河内会長主宰のもとに開会

会長から、昨日の理事会で未決定のものについて、ご協議願いたい旨を述べ次の事項について審議がおこなわれた。

1. 第2常置委員会報告

長谷川委員長から、昨日の第2常置委員会の結果について報告があり、総会では、能研テストの成績を入学試験に取り入れるかどうかの結論は、なお、今後の検討を待つこととし、各大学においては、能研テストの追跡調査に協力するという申し合わせの確認を願うつもりである旨の説明があり、了承された。

2. 図書館、大学院整備及び大学設置基準を検討する委員会について

会長から、標記の三つの問題をどの委員会で取り扱うか、この際明確にしたい。いずれ各常置委員会の所管事項を再検討する予定であるが、差し

当り図書館に関する検討は第1常置委員会にお願いすることとし、また、大学院整備に関する当面の問題は、従来から、大学院設置の問題を取り扱っている第5常置委員会に検討をお願いすることとし、大学設置基準の問題は、従来の一般教育特別委員会を大学設置基準特別委員会に改め、同委員会で検討することとしたい旨が述べられ異議なく了承され、この旨総会に報告することになった。また、教員養成関係の問題は第1・第2・第7の各常置委員会で取り扱っているのをこれを整理する必要がある旨の意見があった。

3. 特別委員会委員の欠員について

会長から、一般教育特別委員会、学生急増対策特別委員会、新設大学拡充特別委員会、科学技術行政特別委員会の4特別委員会の委員の欠員補充について諮った結果その人選は会長、副会長に一任された。

(3) 理事会議事要録

日 時 昭和40年6月24日(木) 正午

場 所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 大河内会長、奥田、杉野目各副会長
佐藤、石津、長谷川、藤岡、三輪、大山、増田、石橋、篠原、柚木代国歳、
稻荷山、赤木、前川、久保、遠城寺、
柳本、福田各理事

本日午前の総会において選ばれた新理事による理事会を大河内会長主宰のもとに開会

会長、副会長の選出について

会長から、今回の理事改選に伴い会長及び副会長2名を理事の互選により選出されたい旨を述べ、会長は、単記無記名投票により、副会長は2名連記無記名投票により、それぞれ投票の結果会長には大河内東京大学長が、副会長には奥田京都大学長及び杉野目北海道大学長が選出された。

(直ちに散会)

(4) 理事会議事要録

日 時 昭和40年6月25日(金) 午前9時30分

場 所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 大河内会長、奥田、杉野目各副会長
佐藤、石津、長谷川、三輪、大山、増田、石橋、篠原、柚木代国歳、稻荷山、
赤木、前川、久保、遠城寺、柳本、福田各理事

井上、高坂各常置委員会委員長

大河内会長主宰のもとに開会

1. 監事候補者の選考について

会長から、理事及び監事総会互選要領に基づき、監事候補者を本理事会で選考し、総会に諮りたい。なお、監事は理事及び常置委員会委員長以外の大学の代表者から選ぶことになっている旨説明があり、うち1名は、事務上の便宜から在京の学長が望ましい旨を述べ、協議の結果監事の任期である2年間在任できる可能性をも勘案して、松平電気通信大学長と赤堀大阪大学長を監事候補者として選考し、総会に諮ることになった。

2. 各常置委員会の担当事項について

各常置委員会の委員長から、その担当事項について、次のような意見が述べられ、総会に報告することになった。

第1常置委員会としては、

イ) 科学技術行政の問題は特別委員会と連絡を取りつつ、基本的問題を第1常置委員会で取り扱っていききたい。

ロ) 図書館の問題は、第1常置委員会で検討するようにしたい。

ハ) 大学院の問題は、大きな問題であり、本来なら特別委員会で取り扱うべきであるが、さしあたり、基本的な問題は第1常置委員会、大学院整備の具体的問題を第5常置委員会、教員養成系の大学院整備の問題を第7常置委員会で取り扱うこととし、それらの各常置委員会で審議の過程において必要になったら特別委員会を設けることにしたい。

第2、第3、第4常置委員会は一応従来どおりでよろしい。

第5常置委員会としては、

イ) 従来取り扱っている留学生問題を特別委員会を設けて検討するか否かは総会に諮り、意見を聞くが留学生特別委員会ではなく、もっと広い意味で、国際文化交流特別委員会とし

た方がよい、なお、その特別委員会を設けるときは、千葉大、東京外語大等実際に留学生を多く扱っている大学の代表者が委員として加わる必要がある。

- ロ) 第5常置委員会としては、従来より広く、一般教育のための大学間の協力のみでなく、広く教育研究のための大学間の協力も検討し、また、国際間の大学の連絡のみでなく国内教官の交流等国内での連絡、交流も検討していきたい。

第6常置は従来どおりでよろしい。

第7常置委員会は、教員養成のための教育課程の基準案とあるのを教員養成大学、学部を設置基準とし、その他、大学院設置の問題を取り上げたい、大学院の問題は第1とも関連する大問題であるので、審議の過程で特別委員会を設けることの了承を得ておきたい。

大学設置基準の問題は、一般教育特別委員会を大学設置基準特別委員会に改め、そこで検討することとしたい。

(5) 第34回総会議事要録

(第1日)

日 時 昭和40年6月24日(木) 午前10時

場 所 教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

会長から、本総会の議事日程について説明があり、承認された。

会長から、琉球大学の島袋学長がオブザーバーとしてご出席を願っている旨を披露し、同学長が紹介された。ついで、会長から、赤堀大阪大学長の代わりに岩田大阪大学教授が、柚木神戸大学長の代わりに国歳神戸大学法学部長が出席されている旨の披露があった。

I 会務報告

1. 学長の交代について

会長から、前総会以後における学長の交代について次のとおり紹介があった。

大 学 名	新学長	旧学長
茨 城 大 学	二方 義 都	崎雅之助
お茶の水女子大学	藤田 健治	久米 又三

横 浜 国 立 大 学	中村 康治	黒 沢 清
京 都 学 芸 大 学	武居 三吉	野 尻 重雄
大阪外国語大学	金子 二郎	森 沢 三郎
大 阪 学 芸 大 学	北山 康夫	北川久五郎
奈 良 女 子 大 学	五嶋 孝吉	落 合 太郎
徳 島 大 学	長谷川万吉	児 玉 桂三
熊 本 大 学	柳 本 武	本 田 弘人

ついで会長から、第3常置委員会委員長は、都崎前茨城大学長に代わり井上東京農工大学長が、第6常置委員会委員長は、黒沢前横浜国立大学長に代わり増田一橋大学長がそれぞれ就任された。

なお、一橋大学長の第6常置委員会委員長就任に伴い監事1名が欠員になった旨の報告があった。

2. 要望書等の提出について

会長から、要望書等の提出について次のとおり報告があった。

(1) 前総会の決議によるもの(会報第27号29頁)

前回総会で決議された(a)国立大学の予算について、(b)大学院の新設について、(c)大学院および大学の奨学制度の拡充について、(d)学生定員および教官定員(教員養成関係)の増減についての各要望書および意見書は、総会終了後愛知文部大臣を初め、関係各方面に提出し、懇談するとともに要望した。

(2) 臨時行政調査会答申の「科学技術行政の改革に関する意見」に対する当協会の意見書について(会報第27号32頁)

このことについては、2月15日愛知文部大臣兼科学技術庁長官に提出し、2月22日には佐藤総理大臣、橋本官房長官を初め、関係各方面に意見を述べるとともに、去る5月13日愛知文部大臣を中心に、諸井貫一氏、安西正夫氏、植村甲午郎氏等の財界人と臨時行政調査会の委員であった蠟山政道氏、山県昌夫氏と科学技術特別委員会の小委員とが懇談を行ない相互に意思の疎通をはかった。

(3) 卒業予定者の就職推薦開始時期について(会報第27号57頁)

このことについては、第3常置委員会及び理事会でも協議し、国立大学としては、従来の申し合わせの基本線を進むこととして、既に各大学、関係の主要事業団体に通知したところであ

るが、さきに、文部省、国公立大学、受入れ側の懇談会がもたれた際、私立大学側から、国立大学の中には10月1日以前には就職推薦をしない申し合わせを尊重していない大学がある旨の指摘を受けた、このことについては後刻第3常置委員会委員長からお話がある予定である。

(4) 特別会計制度協議会について（規則集17頁）

国立大学協会と文部省とで構成している特別会計制度協議会は、第2回を1月30日、第3回を4月26日にそれぞれ開催し特別会計について検討すべき問題点を審議し、今後引続き検討を続ける予定である。なお、詳細は会報27号28頁及び会報28号10頁を参照されたい。

3. 国立大学協会事務室について

会長から、当協会事務室は、寄付金も集まり、関東財務局、文部省の内諾も得たので、本郷の学士会館分館の敷地隣に近く着工し、11月頃完成の予定である。

4. 規則集の発行について

鶴田協会事務局長から、従来国大協会の規則は会報に登載していたが、今回別刷の規則集を発行した。なお、参考として規則制定の際の趣旨解説等も掲げておいたので参考として利用願いたい。

5. 大学運営協議会報告

大河内委員長から、次のとおり報告があった。

大学運営協議会は、大学管理運営の問題点について検討を進めている。このことは昭和37年に当協会において作成した「大学管理運営に関する中間報告」が、当時大学運営法案が予想され、これに対処するため作られたものであるが、その後の社会状況の変化、国立大学における諸問題等を考慮して当協会として最終報告の方向をまとめているものであり、すでに小委員会を中心として専門委員をわずらわし、これまでに「大学の自治」、「文部大臣の拒否権」、「人事」、「学長の権限」、「学内機関」まで作業が進んでいる。なお、予定としては11月の総会までには文案全体をとりまとめ、各大学に検討をお願いするようにしたい。

以上の報告に続き会長から、明後日の学長会議の議事を円滑に運ぶため、国立大学側の提案議題について打ち合わせを行ないたいこと、およびきたる6月28日（月）には事務連絡会議が開催され

る旨の報告があり、いずれも了承された。

II 協議事項

1. 宮城教育大学の加入について

会長から、宮城教育大学が本年4月1日から新設され、当協会に加入の申込みがあったので、去る4月27日の理事会で相談した結果では全員加入に異議はなかった、いかが取り計らうかと諮った結果、宮城教育大学の加入が全員一致で異議なく承認された。

ついで宮城教育大学の石津学長（東北大学長が併任）から、挨拶があった。

2. 会則等改正について

会長から、本年4月1日から国立大学協会の主たる事務所の所在地表示が変更になったことおよび宮城教育大学が創設され、当協会に加入したため、国立大学協会会則、大学運営協議会規程、理事及び監事総会互選要領、国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領の一部を改正するものである旨の説明があり、異議なく原案どおり承認された。

3. 新理事の決定（互選）について

会長から、今回は会則改正後の第1回総会であるため、理事及び監事総会互選要領によって各地区から別紙のとおり理事候補者を互選願ったので、これについてお諮りしたい旨を述べ、全会一致で異議なく下記のとおり決定した。

記

地区別		理事氏名
北海道・東北		杉野目晴貞（北海道）
		佐藤 照（弘前）
		石津 照璽（東北）
関東・甲信越		長谷川秀治（群馬）
		藤岡 由夫（埼玉）
		大河内一男（東京）
		三輪 知雄（東京教育）
		大山 義年（東京工業）
中部		増田 四郎（一橋）
		石橋 雅義（金沢）
		渡辺 寧（静岡）
		篠原 卯吉（名古屋）
近畿		奥田 東（京都）
		柚木 馨（神戸）

稲荷山資生（奈良学芸）
 中 国・四 国 赤木 五郎（岡山）
 前川 忠夫（香川）
 久保佐土美（高知）
 九 州 遠城寺宗徳（九州）
 柳本 武（熊本）
 福田 得志（鹿児島）

4. 常置委員会の教員委員の選任について

会長から、会則改正に伴い各常置委員会に学長以外の教員の委員が加わることになったので、理事会で下記のとおり選考決定した旨の報告があった。

記	
常置委員会	委 員 名
第 1	中川 秀恭（北海道・文） 大島 康正（東京教育・文）
第 2	続 有恒（名古屋・教育） 間田 直幹（九州・医）
第 3	平田 隆夫（大阪・経） 鈴木 幸夫（徳島・医）
第 4	北本 治（東京・伝研） 倉知 与志（金沢・医）
第 5	馬場啓之助（一橋・経） 加来 道隆（熊本・医）
第 6	柳瀬 良幹（東北・法） 山岡 亮一（京都・経）
第 7	垣下清一郎（群馬・学芸） 近藤 正樹（島根・教育）

なお、会長から本日午後3時から開催される新常置委員会で委員長を互選願いたい旨の発言があった。

5. 昭和39年度決算報告について

丁子主事から、決算書および財産目録（会報第28号13頁）について説明があり、異議なく承認された。

6. 昭和40年度予算について

丁子主事から、昭和40年度予算案（会報第28号14頁）について説明があり、異議なく原案どおり承認された。

7. 各常置委員会委員長報告

(1) 第6常置委員会 増田委員長

本委員会は3月以来、国立大学教官等の給与

改善の問題点について検討してきた。国立大学教官の給与改善については昨年も要望したが、実質的改善がみられなかった。そこで今回は実現の可能性のある問題を取り上げたことと、技術系職員、司書の待遇改善をも含めたことおよびそれらを根拠づけるデータを不完全ながら掲げて別紙のとおり要望書案を作成した。

以上の報告について有泉専門委員から、今回のポイントは助手および中堅研究者の改善に重点をおいて、従来の引き上げ方式を下からの押し上げ方式に改めた。このことは人事院でも賛成している。一方、教官の超過勤務手当については、「職業費」としたほうが実現の可能性があると思われる旨補足があり、データの集計方法およびその見方について詳細な説明があった。

（奥田副会長、大河内会長に代り主宰）

(2) 第1常置委員会

特に報告することはない。

(3) 第2常置委員会 長谷川委員長

3月15日、4月17日および6月22日に委員会を開催した。主な議題は能研テストの追跡調査と工業高等専門学校から大学への編入学についてであった。能研テストについては4月17日、高校、能力開発研究所と第2常置委員会で懇談し（会報第28号4頁）説明をきいたが、現在、入試問題は社会問題ともなっているため、受け入れ側としての国立大学協会の積極的な協力が期待されておる折でもあり、次の趣旨の申し合わせを行ないたい。

記

わが国の入学試験の方法については、かねて多くの問題があり、今や重大な教育問題として、さらには社会問題としてその改善が広く世の注目を集めている。当協会でも当事者の一員として問題解決の責任を感じ、なんらかの方策を生み出そうと努力している。この改善策の一つとしてさきに発足した財団法人能力開発研究所による新形式のテストが実施され、目下33の国立大学において慎重にその追跡調査が行なわれている。当協会としては、同テストが入学試験の一部または参考となりうるかどうか目下追

跡調査中であり、その結果を慎重に検討したうえで何らかの結論を出したいが、追跡調査には今後とも積極的に協力する態度で臨むことが必要であると判断して協力を惜しむものではない。なお、能力開発研究所の予算的措置がじゅうぶんでなく、かつ、同研究所自体が弱体であるので、この際文部省としても同研究所を強化されるよう期待したい。

一方、工業高等専門学校第1回卒業者が来年3月に出るが、調査の結果大学への編入学希望者が多いので、工学部を有する大学でその受入れ体制を検討して、定員に余裕のある限り受入れに努力して欲しい。以上

(4) 第3常置委員会 井上委員長

2月3日および6月22日に委員会を開催し、学寮問題、就職推薦時期の問題について検討した。

(イ) 学寮及び学生会館等の問題については、最近その管理運営をめぐる、各面にわたって問題が起っており、これが対策について協議されたが、当協会としては今後更に相互に協力しつつ問題を具体的に検討し、事態改善のため積極的に努力することになった。

(ロ) 学生の就職斡旋の時期については、国大協、私大連盟等の諸団体の会合に参加した際、学生の就職推薦は10月1日以後を目途とすることが申し合わされているが、国立大学の中にはこの申し合わせを必ずしも守っていない大学があるとの私立大学側から指摘もあるので、各大学の教官に推薦時期厳守の趣旨を徹底されたい。

ついで長崎大学の和泉学長から、学生会館をめぐる学生運動の顛末について報告があった。

(5) 第4常置委員会 遠城寺委員長

4月29日および6月22日(第3常置委員会と合同)に委員会を開催して、各大学の健康管理のありかた、方法について調査研究を進めている。健康管理施設またはセンターの設置について文部省の意向は、一部の大学にモデルを作り徐々に全大学に及ぼすことのようにであるが、本委員会では全大学にセンターを計画的に作るこ

とを要望することとなった。

(6) 第5常置委員会 赤堀委員長

従来主として新設大学に大学院を設置することを数回にわたり要望を続けてきたが、数年来新たに大学院(修士課程)が設けられるようになった。そこで本委員会としてはこれ以上要望書を出す必要もなかろうということで、明後日の学長会議で今後とも日本の学問発展のために大学院の設置(とくに今後は博士課程の強化)が必要であることを述べてこの問題はしめくくりたいと思う。また、前々回総会で問題となった国際文化交流、外国人留学生の問題を第5常置委員会で検討せよとの要望があるので、4月25日懇談会を開き、実体を文部省から説明願った。その席上現在、国際交流は種々の形で行なわれているが、これらの制度を一元化して実施して欲しいことと、交流において困難な問題である宿舍の完備を希望する一方、国際交流に関連し、大学院学生の入学時期を外国の学年暦との関係で4月および10月の2回にすることが好ましい旨を述べた。なお、留学生の問題については、特別委員会を作って検討願いたい。

(7) 第7常置委員会 高坂委員長

昨年11月文部省から突然教員養成関係の教官定員および学生募集定員の増減の問題が、大学には何の打ち合わせもなく行なわれたので、今後はこのようなことのないよう注意を喚起した(会報第27号31頁)。なお、第7常置委員会としては、今回教員養成大学・学部の整備充実と大学院(修士課程)設置の2点について要望したい。

8. 要望書等について

このことについて第4、第6常置委員会から、下記のとおり要望書の提案があり、原案どおり承認された。

記

大学健康管理の改善整備について

第4常置委員会

国立大学教官等の給与改善について

第6常置委員会

なお、第2、第3常置委員会から、下記のとおり申し合わせの提案があり、了承された。

記

能研テストについて 第2常置委員会
学生の就職斡旋の時期厳守について

第3常置委員会

9. 会長、副会長互選結果の報告について

事務局から、正午に行なわれた理事会において
会長および副会長が下記のとおり決定した旨の報告があった。

記

会 長 大河内一男 東京大学
副会長 杉野目晴貞 北海道大学
同 奥田 東 京都大学

10. 常置委員会委員の決定について

事務局から、国立大学の代表者である常置委員
会の委員の総会選出要領について説明があったの
ち、別紙常置委員候補者（案）について説明があり、
質疑応答ののち、下記のとおり委員が決定された。

記

第1常置委員会

城戸幡太郎(北海道学芸) 樋口 盛一(岩 手)
石津 照璽(東 北) 藤岡 由夫(埼 玉)
藤田 健治(お茶の水女) 福田 邦三(山 梨)
石橋 雅義(金 沢) 柚木 馨(神 戸)
香川 冬夫(愛 媛) 柳本 武(熊 本)

第2常置委員会

加茂 儀一(小樽商科) 大政 正隆(宇 都 宮)
長谷川秀治(群 馬) 谷川 久治(千 葉)
小川 芳男(東京外国語) 中村 康治(横浜国立)
佐藤 知雄(名古屋工業) 大倉 三郎(京都工芸)
皇 至道(広 島) 福田 得志(鹿児島)

第3常置委員会

篠崎 平馬(山 形) 井上 吉之(東京農工)
三輪 知雄(東京教育) 浅井 榮資(東京商船)
横田嘉右衛門(富 山) 金子二郎(大阪外国語)
斎藤利三郎(和 歌 山) 三浦 百重(鳥 取)
市川 禎治(山 口) 田中 定(佐 賀)

第4常置委員会

佐藤 熙(弘 前) 岡田 正広(東京医歯)
関根 隆(東京水産) 野村 武衛(三 重)
小谷 信市(神戸商船) 水野 敏雄(島 根)
長谷川万吉(徳 島) 遠城寺宗徳(九 州)

和泉 成之(長 崎) 草場 勇(大 分)

第5常置委員会

大坪喜久太郎(室蘭工業) 小塚新一郎(東京芸術)
松平 正寿(電気通信) 三村 一(信 州)
藤野 清久(福 井) 渡辺 寧(静 岡)
篠原 卯吉(名 古 屋) 五嶋 孝吉(奈良女子)
赤木 五郎(岡 山) 妻木 徳一(九州工業)

第6常置委員会

山極 三郎(帯広畜産) 服部英太郎(福 島)
大山 義年(東京工業) 増田 四郎(一 橋)
伊藤 辰治(新 潟) 四方 博(岐 阜)
小牧 実繁(滋 賀) 赤堀 四郎(大 阪)
前川 忠夫(香 川) 岩村 岳(宮 崎)

第7常置委員会

石津 照璽(宮城教育) 渡辺万次郎(秋 田)
二方 義(茨 城) 高坂 正顕(東京学芸)
小木曾 公(愛知学芸) 武居 三吉(京都学芸)
北山 康夫(大阪学芸) 稻荷山資生(奈良学芸)
久保佐土美(高 知) 玖村 敏雄(福岡学芸)

11. 常置委員会委員長の決定について

会長から、本日の各常置委員会で委員長を互選
願った結果、それぞれ次のとおり決定された旨の
披露があった。

記

委員会名	委員長名
第1常置委員会	石津 照璽(東 北)
第2常置委員会	長谷川秀治(群 馬)
第3常置委員会	井上 吉之(東京農工)
第4常置委員会	遠城寺宗徳(九 州)
第5常置委員会	篠原 卯吉(名 古 屋)
第6常置委員会	増田 四郎(一 橋)
第7常置委員会	高坂 正顕(東京学芸)

(6) 第34回総会議事要録

(第2日)

日 時 昭和40年6月25日(金)午後1時
場 所 教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

大河内会長から、本日の議事予定について概略
の説明があったのち、議事に入った。

1. 監事互選について

会長から、理事および監事総会互選要領によって理事会で2名の監事候補者を選考したので、これについてお諮りしたい旨を述べ、異議なく全会一致で下記のとおり決定した。

記

松平 正寿（電気通信大）

赤堀 四郎（大 阪 大）

2. 各委員会委員長報告

(1) 大学設置基準特別委員会 小塚委員長

大学設置基準を検討していた大学基準等研究協議会が文部大臣に答申をして解散したことに伴い、従来の一般教育特別委員会を拡充して、審議事項を一般教育問題のみならず、大学の基準全般に拡げ、それに伴い名称を大学設置基準特別委員会と改められることになった。なお本委員会としては、大学設置基準等研究協議会の答申のうち、一般教育、図書館、単位の部分については各大学の意見をきくことになるが、文部省の予定等も聞いたうえ、今後の審議を進めたい。

(2) 学生急増対策特別委員会 奥田委員長

3月1日文部省と懇談会をもち（会報第28号8頁）一般教育改善の問題点および一般教育担当教官の整備について懇談を行なった。また、昨年大学の拡充について要望書を提出したが、じゅうぶんな措置がとられないし、世論も大学の拡充を希望する声が強いので、人文科学系の増強も含めて再度要望書を提出したい。

(3) 新設大学拡充特別委員会 藤岡委員長

旧設、新設大学の格差を縮めることに努力する。現段階では教官の給与、大学編成、予算措置（施設、設備等）、学部学科編成上の格差等について資料を集めているので、資料が整いしだい大学間の格差解消の方法について検討を進めたい。

(4) 科学技術行政特別委員会 大山委員長

本日委員会を開き、自分が委員長に選任された。

前回総会で臨時行政調査会の答申に対する意見書（会報第27号32頁）について議論願ったが、その後数回の会合をもって検討し、理事会で臨時行政調査会答申に対する意見書を決定願

い、各大学に送付するとともに関係方面に提出した。その際行政管理庁は、国立大学協会、科学技術庁、文部省とで意見の調整を計りたい意向であった。しかし、まだその機会がなく三者懇談を考慮中であり、お互いの了解点に達するまでに至っていない。なお、5月13日に文部大臣や財界方面等と懇談会をもち、この問題について懇談した。

(5) 大学運営協議会、特別会計制度協議会

大河内委員長

昨日報告した以外に特別報告することはない。

(6) 第1常置委員会 石津委員長

担当事項を検討した結果、科学技術行政の改革については特別委員会に任すことを前提とするが、必要があれば本委員会でも意見を述べたい。大学の管理運営については、大学運営協議会で検討しているが、基本的な事項については本委員会でも取り上げて大学運営協議会に意見を反映させていきたい。図書館の整備充実については特別委員会設置の声もあるが、本委員会で検討したうえで、場合によっては専門委員等を加えて検討したい。教員養成については、大学のありかた、大学院等基本的な問題を取りあげる。これは、第5、第7常置委員会とも競合するような面もあるので、両委員会とも連絡を密にしながら検討したい。なお、教官の委員が総会に出席し、発言できるよう措置してほしい旨の意見があった。

(7) 第2常置委員会 長谷川委員長

本委員会としては、従来のものに入学試験の問題を加えて検討していきたい。とくに能研テストについては、入学試験問題ともからんで重点をおいていきたい。したがって入学試験に能研テストを採用するか否かは別として、この際能研テストの追跡調査には積極的に協力の方で進みたい。なお、入学試験に関連して内申書の取扱いについて、従来は種々の理由もあって軽視されがちであったが、今後はできるだけ重視願うようこの取扱いについても検討したい。また、高専から大学への編入学については、高専設置の趣旨が中堅技術者養成であったが、大学への編入学希望者が多いので単位の換算等に

ついて至急検討し、編入学の途を開く場合の方途を考えたい。

(8) 第3常置委員会 井上委員長

昨日その趣旨について了承を得た学寮等の管理運営についての協議については、学長のみにとどまらず学内の各教官にも徹底してもらいたい。また、専任の学生部長は3大学（東京、広島、鳥取）のみであり、学生部次長は25大学にのみしか配置されていないが、少なくとも次長は全大学に（学生数の多い大学は2人）配置することが実現されるよう努力する一方、学生相談所協会の設立については先ず、おのおのの部会を作って発展させる等の方法が望ましい。

(9) 第4常置委員会 遠城寺委員長

大学健康管理の改善整備についての要望書にあるとおり、健康管理センターを設けることが緊要であるということとなった。センターの実現が困難なのは文部省が理想を追いすぎるからとも考えられるので、より実現の可能性のある5年計画をとることとなった。なお今後は、常時の保健活動についても検討する。

(10) 第5常置委員会 篠原委員長

大学院問題については、基本的制度的な問題は第1常置委員会にお願いし、本委員会は、当面各大学で困っている問題をとり上げていきたい。「一般教育のための大学間の協力」については、一般教育のみに限らず、国内外の教授交換も考えていきたいので、「研究上における大学間の協力」としていきたい。国際間の大学の連絡については、さしあたって在外研究員の増員、外国人教師の増員、国交未回復国の大学間交流を行ないたい。留学生の問題については、千葉大学長、東京外国語大学長にも本委員会に参加願って検討していきたい。

(11) 第6常置委員会 増田委員長

在外研究については、研究費の増額も当然だが、それよりも研究員の増員を要求するにしたい。本年度の予算10%留保については、6月1日の閣議で了解されたが少しでも緩和されるよう努力する。欠員不補充の問題については、教員は一応解決したが、事務職員等については未解決である。このことは、大学が正常の

研究、教育活動をするうえに支障をきたすので、これの解決に努力したい。その他に施設の整備、教官研究費および学生経費の増額、技官の待遇改善等の問題があるがまだ研究がじゅうぶんでない。

(12) 第7常置委員会 高坂委員長

昨日要望書の提出について了承を得たが、字句に多少の修正を加えた。また、今後検討を要する問題については、取扱事項調に「教員養成のための教育課程の基準案」とあるを「教員養成大学・学部を設置基準案」とすることとなった。

3. 要望書について

このことについて学生急増対策特別委員会、第7常置委員会から、下記のとおり要望書の提案があり、原案どおり承認された。

記

大学入学志願者急増対策について（35頁参照）

学生急増対策特別委員会
教員養成大学・学部の整備充実と大学院設置について（41頁参照）

第7常置委員会

4. その他

(1) 会長から、次のとおり諮られ、いずれも了承された。

(イ) 大学院の問題については、第1、第5、第7の各常置委員会に関係があるので、特別委員会を設置してはとの意見もあるが、理事会では、関係の各常置委員会でそれぞれ検討し、そのうえで必要が生じたときに特別委員会を設置したいということとなった。

(ロ) 外国人留学生の問題についても特別委員会設置の意見があるが、これについてもなお検討したい。

(ハ) 各常置委員会、特別委員会の専門委員については、各委員会で数の多少があるが、ある程度均衡をとるようにしてほしい。そのための措置として、従前の専門委員の任期は満了したものとして、新たに各委員会の必要に応じて専門委員を依頼することに理事会で決定したので、各委員会でも早急に検討してほしい。

(2) 学長会議における国立大学側の議事について
会長から、明日の学長会議に国立大学側の意見や要望がもれないよう次のような順序で各常置委員会の委員長に学長の資格をもって意見を述べてもらい、残りの時間を自由に討議したい旨を述べ、異議なく了承された。(学長会議議題 34 頁参照)

(3) 国立大学協会15周年記念について

会長から、当協会は創立から15年になるので、11月に予定されている総会の際、従来国立大学協会に関係深かった方をもお招きして記念式典を催したい旨を述べ、異議なく了承された。

以上をもって第34回総会を閉会する旨会長から挨拶が行われた。

(7) 第2回事務連絡会議 事要録

日 時 昭和40年6月28日(月)午前10時

場 所 教育会館大会議室

出席者 各国立大学事務局長

鶴田国立大学協会事務局長止むを得ない所用により欠席のため、横田京都大学事務局長主宰のもとに開会。

1. 会長挨拶

大河内会長から、さる24、25の両日にわたり国立大学協会第34回総会が開かれ、多数の議事が審議された。大略は次のとおりである。

- (1) 会則の改正に伴い、従来学長のみのものであったものが、今回は新たに14名の教員の委員が加わった。
- (2) 今回の総会から宮城教育大学が参加し、会員校は全部で73大学となった。
- (3) 本年度から、国立大学協会の会費が値上りになったが、細目については後刻説明したい。
- (4) 今回の総会で、①大学健康管理の改善整備 ②国立大学教官等の給与改善 ③大学入学志願者急増対策 ④教員養成大学・学部の整備充実と大学院設置以上4点について要望することを決定したほか、能研テストについては国立大学はその追跡調査には援助、協力するが、入学試

験に代わりうるかどうかは、追跡調査の結果をまっけて検討することおよび学寮等の管理権はあくまでも大学にあることの2点について申し合わせを行なった。

最後に、国立大学協会としては、従来主として学生、教官の問題に重点がおかれ、事務組織または事務職員の待遇の改善等についてはあまりとりあげなかった。しかし、大学は学生、教官、職員が一体となって運営されているもので、今後は事務組織等事務についても積極的にとりあげていきたい。そこでさしあたって欠員不補充、定員削減、予算の留保等の問題を控えているので早急に検討願いたい。一方、事務職員の人事については、上級職員の人事権は文部省がもっているが、これについては大学の主体性が尊重されなければ大学は円滑に運営されないし、過度の中央集権化は好ましいと思われないのでこの点についても検討願いたい旨の挨拶があった。

2. 新人事務局長の披露について

横田局長から、前回の連絡会議以後における新人事務局長の紹介があった。

大 学 名	事務局長
帯広畜産大学	柏 崎 敏
茨 城 大 学	増 田 伝 一
宇 都 宮 大 学	尾 崎 源之助
東京外国語大学	桜 井 勝 三
東京学芸大学	石 川 好 郎
東京水産大学	床 井 重 男
電気通信大学	細 井 房 夫
京都学芸大学	住 友 眩
奈良学芸大学	角 南 正 志
島 根 大 学	荒 木 五 六
熊 本 大 学	野 口 義 人
大 分 大 学	金 沢 源

ついで丁子主事から、議事日程および会議資料について説明があり、議事に入った。

3. 会務報告について 丁子主事

- (1) 前総会で決定された要望書等は、それぞれ関係各方面に要望した。(会報第27号29頁)
- (2) 科学技術の問題については、5月13日に財界の有力者、臨行調関係者、文部省および当協会

の科学技術行政特別委員会小委員とで懇談し、意思の疎通を計った。

- (3) 特別会計制度協議会は特別会計についての問題点、40年度予算、41年度概算について検討しており（会報第27号28頁）、今後はこれらの問題をほりさげる方針である。
 - (4) 国立大学協会事務所の建築については、大蔵省、文部省の承認をえて本郷の学士会館分館の敷地内に50坪2階建（1階事務室、2階会議室）を近く着工予定である。
 - (5) 従来会報は年2回で1回の発行部数は600部であったが、今後は年4回とし、1回の発行部数を2,000部とすることとなった。さらに規則類は、会報の末尾に掲げていたが、今般これを別冊として規則集を作った。
 - (6) 大学運営協議会では、現在大学運営法案に関連して作成された当協会の「大学の管理運営に関する中間報告」について、その後の社会情勢、学問の進歩からみて再検討しており、すでに人事、学内機関についての検討はすんだ。なお、結論が出れば総会に報告があるものと思われる。
- 以上に続いて質疑応答が交わされた。

4. 協議事項の報告について 丁子主事

- (1) 宮城教育大学が4月1日に遡及して加入することが承認された。
- (2) 宮城教育大学の加入および国立大学協会の所在地表示の変更に伴い、会則等の一部改正が承認された。
- (3) 理事21名が決定された。
- (4) 常置委員会の教員委員14名が了承された。
- (5) 昭和39年度決算および昭和40年度予算（会報第28号13～14頁）が承認された。

5. 各常置委員会事項について 丁子主事

会則改正に伴い、新たに常置委員会の構成員が代わったので、各委員会で委員長を互選し、今後の検討事項を討議した。

6. 長崎大学の学生会館の問題について

名取長崎大学事務局長から、学生会館をめぐる学生運動の結果について詳細な報告があった。

7. 連絡事項

- (1) 文部省人事課長

現在欠員不補充、ILO関係、教官の待遇改善について検討中である。とくに教官の待遇改善に関しては、超過勤務手当に相当する一定額の調整額の支給、研究手当の支給、暫定手当の本俸繰り入れ、住宅の確保、一般教授の指定職乙への繰り入れ、助教授、講師（中堅研究者）の大幅な給与改善、助手の初任給大幅引き上げ等について人事院に対し要望書を提出した。この要望書の趣旨は、国立大学協会からの要望書と同一のものである。一般的な問題としては、学生部の強化について学生部次長をより多くの大学に配置することを要望中であり、国交未回復国への出張は、現在10日以上にわたる場合は欠勤の扱いとなるが、これを20日以上にまでできないか研究中である。欠員不補充の問題については、教官は解除されたが、その他の職員についても解除されるよう努力中である。

(2) 文部省大学課長

昭和40年度概算要求に関連して、事務処理を能率的に行ないたいので協力を願いたい。

(3) 文部省会計課長

昭和40年度予算の1割留保を大蔵省に質したところ、本年度の税収が約1,000億円減少する見込みなので、厳格に行ないたいとのことであった。そこで文部省関係も当然苦しくなるうが、国立大学については病院、演習林等については除外される。対象になっているものの細目は、おおよそ日当、嘱託料金、人当庁費、光熱水料（教官当積算校費に含まれる。）、職員の厚生経費、自動車維持費、坪当の修繕費、病院等の食料費、病院の患者用品、義務的借料、その他学校施設の研修等による借料となっている。

8. 国立大学の事務組織について

横田京都大学事務局長から、会長から検討するよう依頼のあった国立大学の事務組織、事務職員の人事権の問題について意見があれば伺いたい旨を述べ、大略次のような意見が交わされた。

○事務連絡会議の性格は、単なる連絡機関であり、実質的な事項を審議するものではないと思われる。その概念を明確にしてから、検討に入るべきものと思われる。したがって問題点だけ

でも懇談の形で提起してみるのはいかがでしょうか。

○以上のことは総会の議題ではなかったが、第6常置委員会その他の会合で、教官の待遇改善についてはしばしば議論されたが、事務職員の待遇についてはなんら議論されていない。一方、大学の人事権については文部省の意向だけで行なうのは、大学の研究、教育遂行上好ましいことではない趣旨である。

○国立大学協会の基本的な構えとして、事務職員を除外した大学はないので、当然事務職員が入ってもよい。したがって常置委員会のいずれかでこの問題をとりあげ、その中に事務局長が専門委員として加わることも可能なのではないか。例えば、第3常置委員会は学生の補導のみならず、職員の研修もとりあげてよいと思うし、第4常置委員会でも学生の厚生に限らず、職員を含めてよいと思う。

○会長は、事務に関連した問題を提起するよういわれたが、現在の事務連絡会議の組織では動けない。正式な諮問なり、委員会を設けるなりしてもらえば、われわれとしては動きやすい。

○これらの問題は、国大協とは別個にしても事務局長としての立場から考えてもよいのではないか。

以上につづいて横田京都大学事務局長から、これら事務上の問題はいずれ研究しなければならない問題であるから、とりあえず問題点を整理して議論を願い、次回の総会に連絡願い、研究を要する点については、国大協でどのように取扱うか議論願いたい旨を述べ、了承された。

9. 会費の値上げについて

篠沢東京大学経理部長から、国立大学協会の会費の計算方法については前総会で承認をえ、文部省の承認もえたので、早い機会に納入されるようお願いしたい。なお、会費の値上げについては、国立大学協会の活動が活発になるに従い、従来は東京大学に負担をかけていたが、東京大学としても事務量が限界にきたので自立して運営していくためと、従来は毎年度繰り越し金が相当額あったが、事業の活発化に伴いそれも使用してしまったためである旨会費値上げの理由について説明があったのち、新基準による各大学の負担額は現行の約倍

になること、国立大学協会の建物については財務局、文部省から正式な通知があったことおよび会費の計算基準について詳細な説明があった。

10. 国際大学協会総会に伴う会員校の会費負担について

篠沢東京大学経理部長から、本年8月末から9月の始めにかけて国際大学協会総会が東京大学で行なわれるが、この経費として約3,700万円を予定している。そのうち国から1,500万円の補助があり、残り2,200万円については寄付を集めているが、はかばかしくない。このため、国際大学協会の会員校にも負担願いたい、私立大学側から国立大学側の負担額が少ない旨の批判もあるので、10万円を上廻らない額で会員校に負担願いたい旨を述べ、了承された。

11. その他

丁子主事から、本総会で役員の改選が行なわれ、その結果会長に大河内東京大学長が、副会長に杉野目北海道大学長、奥田京都大学長が、監事に松平電気通信大学長、赤堀大阪大学長がそれぞれ選任された旨の報告があった。

(8) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和40年6月24日(木)午後3時

場所 国立教育会館 4階 第3研修室

出席者 城戸、樋口、石津、藤岡、藤田、福田
石橋、柚木、国歳、香川、柳本、中川
大島各委員

樋口委員を仮議長に推し、各委員の紹介につづいて、柚木神戸大学長の代理として国歳教授が出席されたが、委員長を選挙する際に代理出席を認めるか否かを諮られ、学長は大学を代表しているのであるから、学長代理は当然代表権があるので、これを認めることになり、投票の結果、石津照璽東北大学長が第1常置委員会委員長に決定した。

石津新委員長主宰のもとに議事に入った。

まず、委員長から挨拶ののち、第1常置委員会の所管事項について説明し、従来第1常置委員会では検討していた大学の管理運営の問題とか科学技術行政の改革の問題については、運営協議会や特

別委員会を設けて検討しているが、第1常置委員会も基本的にはやはりこれらの問題を取りあげるべきではないか。

その他、図書館の整備充実および学術体制中とくに大学院に関する題等については、明日（6月25日）検討することにしたい旨を述べ、了承された。

（9） 第1常置委員会議事要録

日 時 昭和40年6月25日（金）午前10時

場 所 国立教育会館 5階第1会議室

出席者 石津委員長

城戸、樋口、藤岡、藤田、福田、石橋
柚木、代国歳、香川、柳本、中川、大島
各委員

石津委員長主宰のもとに開会。

先ず、委員長から、他の常置委員会に関連ある事項については、充分連絡調整しながら検討していきたい旨が述べられ、議事に入った。

1. 大学の管理運営に関する問題点について

このことについて、藤岡委員から、大学運営協議会の審議経過の概略について、説明があったのち、委員長から、重要な問題であるだけに、大学運営協議会と連繫して検討することも考えられるが、本委員会としては、今後の大学の在り方等の問題について基本的な検討を進め、必要が生じた場合は、別に専門の委員会を作って審議することも考えられる旨を述べ、ついで、各委員から、共同利用研究所の管理運営が共同利用研究所を附置する大学の自治にどう関係するかの問題に関連して、教官の選考、予算要求及び学内機構との関係等について意見が交わされたのち、本委員会としては、重要な基本的問題として慎重に検討し、得た結論を大学運営協議会に反映させていくことについて、了承された。

2. 科学技術行政の改革の答申後の経緯について

委員長から、臨時行政調査会の「科学技術行政の改革に関する意見」のとりまとめ及びその答申の行なわれた期間における国大協の対処して来た経緯をのべ、国大協より提出した意見書の内容を

説明したが、この答申には、国大協の意見が充分に反映されていないので、国大協としては、基本的態度を再度政府に対して表明し、かつ「科学技術行政特別委員会」を設けて検討している旨の説明があった。（会報27号19頁参照）

ついで、各委員から、臨時行政調査会の学術行政および科学技術行政を含めた科学技術振興に関する具体策を審議する委員会の委員構成が充分でなく、したがって、審議の際に科学者の意見が充分に反映していなかったし、かつ、文部省関係者との意見調整の必要性もでなかったのではないかと、またこの問題に関する法案が先の国会には出されなかったが、既にこの問題は関係当局において検討がすすめられているが、人文科学系の分野のことについても全くタッチしなくともよいのか、等の意見が交わされたのち、本委員会においても基本的な問題について慎重に検討を進め、その結論を特別委員会に反映していくことが、了承された。

3. 国立大学図書館の整備充実について

委員長から、さきに全国国立大学図書館長会議からだされていた要望書の取り扱いについて、本委員会に付託されたが、国立大学図書館の整備充実は、単に図書館の施設、設備に限らず、基本的な問題も含めて、これらを組織的、かつ、恒常的に検討する特別委員会を設けてはどうか、との意見もあったようであるが、さしむぎ本委員会として、慎重に検討していきたい旨が述べられた。

ついで、各委員から、大学の図書館運営の方法をもっと近代的に改善すべき必要性について、意見が交わされたのち、本委員会としては、立ち遅れている大学の図書館の在り方についての問題を取上げて検討していくことにして、必要があれば特別委員会を設ける前に専門委員をおき検討していくことを、了承された。

4. 大学院の問題

委員長から、理事会における教員養成関係の問題についての審議結果の報告があったのち、専門的にはこの問題は第7常置委員会のことであると思うが、そのうち大学院を設置する問題は本委員会にもまた第5常置委員会にも関連があるので、本委員会としては、大学の在り方の問題として現在緊要な問題となっている大学院問題全般の基本

問題のうちにふくめて全般にわたる問題点として検討していきたい旨述べ、各委員から、大学院の設置基準の問題、大学院の制度、大学院学生の処遇等の問題をも検討すべきだとの意見がだされ、これらの問題も取り上げて検討していくことについて、了承された。

委員長から

5. 当面の問題として大学における研究者及び学生の根本的姿勢について本委員会以外の委員諸氏から意見が出ているので、将来とりあげてゆかなければならぬのではないかとばかり、検討することを了承された。

さらに、大島委員から、会則第22条第2項第2号による委員は、常置委員会のみでなく、関連事項もあるので、総会にも出席できるようにしてはどうか、との発言があり、本委員会では結論を出すことができないので、理事会等の議をまつことに了承された。

(10) 第2 常置委員会議事要録

日 時 昭和40年6月23日(水)午後1時

場 所 東京大学事務局長室

出席者 長谷川委員長

伊藤、谷川、小川、大倉、小谷、皇、
久保各委員

1. 開会にさきだち、長谷川委員長から、さきごろ改組された財団法人能力開発研究所(以下能研という。)の初代所長として就任された高木貞二所長より本委員会で挨拶したい旨の申し入れがあったので、本日同所長にご出席願った旨を述べ各委員に紹介のうえ了承された。

高木能研所長挨拶の要旨

かねてから入試制度を改善することにより諸般のゆがみを是正したいと念願している一人であるが、今回またま能研の改組に伴いその初代所長として就任した。もともと能研というものはサービス機関であると思っているので、大学に向けて口出しするものとは毛頭思っていない。今日まで、テストのことばかりでなく、能研のあり方にも正しいPRの不足から起ったと思われる種々の誤解等多々あるように感じているが、今後はPR

不足を補うということばかりでなく、少しでも誤解があるならば、いつでもまたどこへなりとも出向き、誠意をもって事にあたる覚悟であるので、この際入試制度改善というせっかく芽生えた芽がつみとられることのないよう、大学側からもさらに援助、協力願うことを切望してやまない。

ついで忌憚ない意見交換ののち、高木能研所長は退席された。

2. 長谷川委員長主宰のもとに本委員会を開催
長谷川委員長から、受け入れ側として特に

(1) 41年度入試から改訂された調査書記載内容のうち「特に大学が指示する場合、高等学校が責任をもって推せんできる生徒については、学習成績概評を㊤と標示することができる」ことについて

(2) 41年度入試から改訂された調査書に「能研テストを受験した生徒につき受験の事実のみを記載する欄を設けた」ことについて

(3) 能研テストについて

に対する態度を明らかにする段階に至ったことを痛感している。しかしこれらの取り扱いは慎重にしなければならないので、後刻大河内会長にもご出席願ひ、特に能研テストについて慎重審議したい旨が述べられました。

ついで委員長ならびに小川委員から、本年3月15日の委員会および4月17日の懇談会(いずれも会報第28号3頁、4頁参照)の経過の説明ののち、各委員から前記3点を論議の中心として忌憚ない意見が述べられ、結局前記(1)および(2)については、各大学それぞれの事情もあろうから、国大協として統一すべき性質のものではないと判断されるので、総会では、当委員会でも取り上げ、熱心に論議している事実を報告することとし、(3)については、テストを入試に採用するかどうかをいま結論づけることは重大な事柄なので、にわかに決めるのは困難な状態にあるが、追跡調査についてはむしろ積極的に協力すべき段階に至っているので、その協力について国大協として何等かの方法でこれを明らかにする必要があるとの意見の一致をみた。

3. 大河内会長が出席し、東大の能研テストに対する考え方について大要つぎのように述べられ

た。

能研テストについて東大では、ムードとしてはたしかに消極的で、現在でも積極的とはいえない。当初短時日のうちに採り入れるという話であった実情にあったことから批判的になったのは事実であり、またこのほかにも幾つかの批判的になった要素もあるが、追跡調査については既に引受けている。東大としても入試制度の改善はかねてから考えており、入試と能研テストとの相関を知るための追跡調査に協力するとともに、大学独自の必要からも多角的に追跡研究する特別な委員会も設けている。したがって、東大が能研テストを入試に採り入れるかどうかの結論は、これら追跡調査を続けてみた結果に待ちたいというのが現状である。

4. 委員長から、能率テストについてはさらに慎重にご審議願ひ、総会における当委員会としての意見を纏めたいと述べ、さらに審議を重ねた結果、能研テストを入試に採り入れるかどうかの結論は、なお今後の検討を待つこととし、「追跡調査には積極的に協力する」ことを総会に諮り、これを国大協の「申し合わせ」（会報第29号13頁参照）とすることで了承された。

5. 委員長から、工業高専卒業者の大学への編入について、文部省関係者より、24日か25日のいずれかに説明のため出席したいとの申し入れがある旨報告され、了承された。

(11) 第2 常置委員会議事要録

日 時 昭和40年6月24日（木）午後3時

場 所 国立教育会館第3研修室

出席者 長谷川委員長、加茂、大政、谷川、小川、中村、続、大倉、皇、問田、福田各委員

長谷川委員長仮議長となり開会、まず国大協規則の改正に伴いこの度委員となられた続（名古屋大）ならびに問田（九州大）両教授の紹介があった。ついで委員長改選の選挙を行なった結果、長谷川委員が委員長に選出された。

長谷川委員長主宰のもとに議事に入る

1. 委員長から、国大協における委員会の任務

および午前の総会において報告のあった事項につき、さらに具体的に経過の報告があり、能研に関する事項は特に重要なのでこれらを含め改めてご意見などを伺いたいと述べ、各委員からは大要つぎのような意見が述べられた。

- (1) 現在行なっている入試のあり方自体に改善する余地のあることを再認識すべきであろう。
- (2) 能研テストの追跡調査だけでなく、夫々の大学の入試についても追跡調査研究することが必要であろう。
- (3) 能研テストの追跡は、少なくとも卒業まで行なうことが妥当であろう。
- (4) 現在の入試では、種々の理由もあって調査書を軽視しているきらいがあるが、これをもっと重視して活用すべきであろう。
- (5) 一期校、二期校の区分について、もっと掘り下げて研究し、この際撤廃することを考えてよいのではないか。

なお、「能研テストの追跡調査にはむしろ積極的に協力する」主旨の申し合わせをすることについては、新委員会においても確認され了承された。

2. 委員長から、東京芸術大では、入試に能研テストを利用したいとの意向をもって聞いていたので、本日この席に小塚学長をお招きして直接趣旨を伺うことはいかがかと諮り、了承され、同学長から実技を重視する同大学の特殊性その他について説明があった。

3. つづいて委員長から、本日は文部省村山審議官より高専卒業者の大学への編入学についての説明を聞くことになっている旨を述べ了承された。

村山審議官出席、同審議官から、高専は中堅技術者養成を目的とした5ヵ年の完成教育であり、卒業者を大学に編入学させることを建前とはしていない。しかしながら、高専を卒業したうえで、より高度の教育を受けさせることもまた必要であろうと考えている。実は、来年3月には第1回目の卒業者を送り出すことになるが、大学への編入学の問題については、かねてより高専協会から要望されている。正直なところ、高専が発足した当初文部省としての観測の甘さもあったが、在校生の中には高専入学時にすでに大学への編入学を考

えていたものがあったのは事実である。しかし、文部省としてはこれらのものすべてに対して考慮してほしいというのではなく、優秀な少数のものについては考慮してよいのではないかと考えている。なお、編入学に際しての大学における一般教育に見合う履修単位の換算の問題及び文部省としては3年次編入学を考えているが、この編入学の年次の問題等についてはさらに検討を進めている。今後は大学と高専との話し合いもあり得ると思われるので、国大協としてもこの問題を取りあげていただき、来年3月の卒業者もあることから早急にご検討願ひ、是非実現されるようお願いしたいと述べた。

以上に関連して質疑応答ののち、結局「編入学の道を開くことは必要である」ことに意見の一致をみた。

(12) 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和40年6月25日(金)午前10時

場 所 国立教育会館第1会議室

出席者 長谷川委員長、加茂、大政、谷川、小川、中村、続、大倉、皇、問田、福田各委員

長谷川委員長主宰のもとに開会

委員長から、本日までの論議のうち、一番重大な課題は、やはり能研テストについてであったように思う。種々誤解の生じたこと、関係者間における意思の疎通を欠いたこと、PRの点で不足していたこと等があげられるが、これら能研の問題に限らず入試制度という問題について本腰を入れて研究すべき時期に入ったことを痛感した。なおこの度経験の深い続教授ならびに問田教授が委員として加わられたことは心強く思っている。本日は両教授からいろいろと話を伺い、午後の総会における報告事項を整理したい旨を述べ了承された。

ついで続、問田両委員から、入試制度の問題点、能研テストおよびかつての進学適性検査との比較等詳細にわたる話があり、各委員からも活発な意見交換ののち、つぎの事項につき総会に報告することで了承された。

1. 能研テストについて

- (1) 能研テストの追跡調査に積極的に協力することについては新委員会でも確認された。
- (2) 東京芸術大では、能研テストを一部入試に利用したいとの意向がある由であるが、現段階では国大協でどうということではなく、一応各大学の自由という方向で、今後各大学で入学試験問題という大きな範囲の一部として研究してもらう。

2. 入学試験について

- (1) 追跡調査は、自大学のものも調査研究されることが望まれる。
- (2) 現行入試のあり方について改善の余地があることの再認識が望まれる。
- (3) 調査書軽視を是正し、重視する方向で研究を進める。なお④の利用については、各大学の意思にまかせる。
- (4) 現行の1期校・2期校の区分を撤廃することの検討を進める。

3. 高専校よりの編入学について

高専校卒業者の大学(工学部)への編入学の道を開くことは、必要と認められるので、具体的にさらに検討を進める。

(13) 第3常置委員会議事要録

日 時 昭和40年6月23日(水)午前10時

場 所 東京大学大講堂第2会議室

出席者 井上委員長、大坪、石津、三輪、横田金子、三浦、市川、長谷川、妻木各委員

佐藤、長谷川、石井、池田各専門委員
井上委員長主宰のもとに開会

開会にあたり、委員長から新たに委員となった金子氏(大阪外語大学長)及び長谷川氏(徳島大学長)の紹介があり議事に入った。

1. 学寮及び学生会館等の管理について

委員長から、最近、大学における学寮及び学生会館等の管理運営に関して大学当局と学生との間で紛争が頻発しているのを、大学としては学寮等の管理運営に関する基本的態度を明示する必要があるのではないか。これがために本委員会としては

何等かのかたちで明日の総会に提案したいので、ご検討願いたい旨述べられ、ついで、

各委員から各大学における学寮等の管理運営上の諸問題について種々質疑応答があり、慎重に検討した結果、本委員会の意見を午後の理事会及び明日の総会に提案することが了承された。

2. 日本学生相談協会設立準備会の調査結果について

委員長から、日本学生相談協会設立準備会が各国立大学学生部長あてに調査を依頼したところの「学生相談全国組織の組織化に関する調査結果」について報告があったので、これについて石井氏からご説明願うこととしたい旨述べられ、ついで、石井氏から調査結果の内容について詳細な説明があり、これにもとづく各委員の質疑応答のうち、同調査結果を精々衛生面の管理に関する事項を検討する際の参考資料とするか否かについて午後の第4常置委員会との合同会議で引き続き検討することとした。

3. その他

- (1) (イ)学生部次長については、東京大学、広島大学及び鳥取大学以外の各大学の学生部長は学部の教官が併任しており、かつ、学生部に次長を置かない大学が多数であるために将来の方向として各大学に学生部次長を置くこと。(ロ)教養課程のクラス担任の課外指導には謝金を出すこと。(ハ)各大学の教養部に厚生補導室を設けて補導専任の教官を配置すること。等を昭和41年度に予算要求をすることが了承された。
- (2) 委員長から明年卒業予定者の採用選考期日に関して日本経営者団体連盟及び経済団体連合会等から各会員の社長あて依頼したことについて報告があった。

(14) 第3及び第4常置委員会 合同会議議事要録

日 時 昭和40年6月23日(水)午後1時
場 所 東京大学大講堂第2会議室
出席者 井上第3常置委員会委員長、遠城寺第4常置委員会委員長、大坪、石津、三輪、横田、金子、三浦、市川、長谷川

妻木、佐藤、岡田、浅井、関根、野村水野、和泉各委員

佐藤(東北大)、長谷川(東大)、村尾(東大)、石井(京大)、池田(九大)各専門委員

井上委員長主宰のもとに開会

1. 学生相談全国組織の組織化に関する調査結果について

井上委員長から、午前に引き続き日本学生相談協会設立準備会が行なった調査結果について検討することとしたいので、石井氏に調査結果の内容について説明をお願いする旨述べられ、ついで石井氏から詳細な説明があったのち、各委員から(1)学生相談とカウンセリングとは概念的にどのような差異があるか。(2)学生相談とは経済的、心理的な相談のほかに身上相談も含むものではないか。(3)健康管理には精神面、心理面の管理をも含ませられないか。(4)学生相談協会の設立は保健管理協会と合体する方向へ進むべきではないか等の意見があったが、この問題は心理学及び医学の専門家を加えた専門委員会を設けて慎重に検討することが了承された。

2. 大学保健管理の改善整備要望書について

遠城寺委員長から、本年は各大学に保健管理センターを設置する計画を強力に推進することとし、その実現に寄与するために別紙要望書案を作成したのでご検討願いたい。また、同要望書案は第三、第四常置委員会の共同提案として明日の総会に提出したい旨述べられ、種々検討した結果、同要望書案の字句について一部修正のうえ、明日の総会提出が了承された。

3. 長崎大学会館に関する件について

和泉委員から長崎大学における同件の概略について説明があり、ついで、この種の大学内の紛争事件についての対策及びその是正措置等について各委員から質疑応答があったのち、この問題は今後慎重に検討することが了承された。

(15) 第3常置委員会議事要録

日 時 昭和40年6月24日(木)午後3時
場 所 教育会館第3研修室

出席者 井上委員長、篠崎、三輪、浅井、横田
金子、斎藤、三浦、市川、田中、平田
鈴木各委員

井上委員が仮議長となって開会

議事に先立ち、国立大学の教官の中から選任された新委員の平田氏（大阪大学）及び鈴木氏（徳島大学）の紹介があり、ついで、委員長選出方法について諮られたのち、推薦することとし、全員賛成をもって井上委員長を推薦決定した。引き続き議事に入り、これから本委員会が検討すべき事項について検討した。

1. 学生部次長制について

学生部次長は、将来には各大学の学生部に設けるべきであり、また、次長は教官併任よりは事務官専任とすべきである。しかし、学生部長は、教官専任が理想であるが、各大学の実情もあるので現状どおり教官併任でもかまわない等が了承された。

2. 健康管理とカウンセリングについて

健康管理は心理面についても管理すべきであり、また、カウンセリングは医学、社会学、教育学において必要とされるものであるから学生相談協会の設立は、保健管理協会と合体し一本化すべきである。また、この問題は専門委員を加えた専門委員会で慎重に審議することとする等が了承された。

3. 長崎大学会館問題について

これについては、今後の学生補導のうえの参考資料として専門委員とともに慎重に検討することが了承された。

(16) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和40年6月25日（金）午前10時

場所 国立教育会館 会議室

出席者 井上委員長、篠崎、三輪、浅井、横田
平田、金子、斎藤、三浦、市川、鈴木
田中各委員

井上委員長主宰のもとに開会

1. 学寮等の管理運営に関する申し合わせについて

昨日の総会で趣旨を承認された申し合わせの文

章についてなお種々質疑応答があったが、次の如く了承された。

この申し合わせについて各大学の教官諸氏に深い理解を持ってもらい、若し問題が起きた場合には、学生の気持もよくくんで、学長だけにとどまらず、全学として断乎たる態度で処置して欲しい。申し合わせの線を崩さぬ様にお互の大学で応援し理解し合うことが望ましい。

2. 学生部次長制度について

現在3,000人以上の学生のいる全国25大学で次長を置いているが、学生部長は併任が殆んどである。専任事務官を置いているところは3大学に過ぎず、他は教官が併任している。3,000人以下の大学でも、専任の学生部長がいるところもあり、次長を置いて欲しい。また、大きな大学には2名置いて欲しい。

なお、学生部と事務局の人事の交流を望んでいる。

3. 学生相談について

学生相談の協会をつくりたい旨をその準備会から申し入れてきているが、補導に関しては学生部と別のものは好ましくないし、学生指導室は一般教育の場につくるべきであろう。これは具体的によく考えまた慎重を要する問題であるから、準備会もさらに研究した上でこの委員会に申し入れて欲しいというのが現在の状況である。

4. その他

議事終了後、長崎大学での問題について、和泉学長から事情説明があった。

(17) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和40年6月24日（木）午後3時

場所 国立教育会館 第4研修室

出席者 遠城寺、佐藤、岡田、関根、野村、小
谷、水野、長谷川、和泉、北本、倉知
各委員
長崎専門委員

遠城寺委員仮議長となり開会

開会にあたって、会則第22条第2項第2号の委員として就任した北本、倉知両委員の紹介があり、次いで各代表者委員の自己紹介が行なわれ、

議事に入った。

1. 常置委員長の選出について

選出の方法について諮られ、協議の結果、全員一致で遠城寺宗徳氏（九州大）が委員長に推せんされた。ついで、遠城寺委員長より、今般新しく加わった委員もあるので一応本委員会がこれまで取扱った事項の経過について説明があった。

2. 専門委員の選定について

従来本委員会の専門委員であった佐々木志郎氏（北海道大学）から辞任の申し出もあり、この際新しい見地から検討することとなり、協議の結果、次のとおり推せんすることが承認された。

村尾 誠（東京大学学生保健診療所長）

宮田 尚志（京都大学保健診療所長）

長谷川修一（東京大学学生部長）

床井 重男（東京水産大学事務局長）

原田 清（東京医科歯科大学事務局長）

長崎 憲之（東京大学庶務部長）

池田 数好（九州大学教授）

小倉 学（茨城大学教授）

3. 今後の計画について

取扱事項を検討の結果、引き続き従来どおりの事項を分掌していくこととし、特に健康管理センターの設置とその制度的確立に重点をおくこととなった。ただ、健康管理センターは従来のモデル構想のセットはあまりにも立派過ぎて実現が困難ではなかろうかとの意見があり、協議の結果、取り敢えず各大学で専任教官の定員1名を確保し学校医の登校回数等を増加し建物、設備等については漸次広げていくような方策を取った方が実現を早めることになるのではないかと、また、教官定員の確保にしても医学部のない大学では特に専任の医師の必要性を感じていると思われるが、その場合教養課程における保健・体育理論の専任ということとなるが、大学基準の答申では保健体育は実技中心的な答申が行われており、その点で困難が感じられる。更に、教育研究との結びつきを如何にするかが予算接衝上問題であろう等の意見があり、その解決策につき今後研究検討することになった。

(18) 第4 常置委員会議事要録

日 時 昭和40年6月25日（金）午前10時

場 所 国立教育会館 第2会議室

出席者 遠城寺委員長

佐藤、岡田、和泉、関根、水野、小谷
野村、長谷川、草場、北本、倉知各委員。

説明者 文部省笠木課長、山中課長補佐
遠城寺委員長主宰の下に開会

開会にあたって、委員長から健康管理センターも設置計画案が出来て既に3年目となり、早急にその実現を計るためには、従来のようなモデルのセットとして概算要求を出した方が効果的であるのかという反省と部分的に必要なものから分割して要求した方がよいのではないかと意見があるので、今後の計画としての推進方を協議願いたい、これらについて文部省の考えを説明願いたい。

これに対し、文部省笠木課長より本件はモデル的設置計画だけでなく、本年度からは全国大学に計画的に設置したいということで積極的に推進して行くつもりである。そのためには、5年計画として定員関係では大学の規模から大・5名、中・3名、小・2名とすると全大学で230名必要であるので初年度の定員要求数は47名の定員増として要求することになるが、専任者の数が希望どおり得られなければその不足を非常勤で確保するように努めたい。また、本年度から施設設備についてモデル的施設で予算の確保ができなくても管理局の經常経費の手持額の枠内で多少時間がかかるが年次的に設置していく方法もあり、特に、本委員会で懸念している定員確保の問題は健康管理センターだからまずいということはなく、予算接衝上の技術的問題とも関係するのでこれに必要な意見をきいて努力して行きたい。ただ遺憾ながら緊急性について大蔵省、その他の認識が薄いし、かつ、新規事項であるから強い意思表示を行ない関係者に理解して貰う必要があるとおもわれるので在京の代表委員等が適当な時期にその重要性に対する説得の協力を特にお願したい旨の要請があった。

また、医学部のない大学で定員が確保出来た場合の人材確保については、協議の結果、国立大学協会で責任をもち相互の協力援助でやって行くこととしたら円滑にいくのではないかと意見があった。

委員長から文部省の説明の中で述べられた管理局の経常予算で健康管理センターの施設を施行する場合各大学の建築割当坪数を削減することになるのかとの質問に対し、笠木課長より健康管理施設はそれとは別枠となる、概算要求の際推せん順位が上位であれば予算措置を講ずる旨の説明があった。

更に、委員長から専門委員として次の者を追加推せんしたい旨の提案があり、了承された。

田原 節夫（鳥取大学学生部長）

(19) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和40年6月23日（水）午後7時

場所 東京大学大講堂小会議室

出席者 赤堀委員長、五嶋、藤野、小塚各委員
国歳神戸大学法学部長

赤堀委員長主宰のもとに開会

総会報告事項について検討の結果次のような方針が決定した。

1. 大学間の連絡協力について

主として、大学院の課程増設の問題についてとりあげてきたが、過去3年間に数回にわたり要望書を提出する等種々活動をつづけてきたことにより、幸いこの問題については、各大学に相当数の大学院が新設されるようになり一応初期の目的を達したものである。近く開かれる学長会議の席上で赤堀学長から今後とも日本の学問の発展のため、大学院を拡充すること。博士課程は高い水準を保つ必要があること。従来は古い大きな大学に限って大学院を設置していたが、将来は、とくにすぐれた教官を擁し、ととのった施設設備を有するその他の大学に対しても大学院を設置することが望ましい旨発言してしめくりとする。

2. 国際文化交流および留学生問題について

この問題については、種々複雑な事情もあるが、国大協で議題にとりあげられたのは、国交未

回復国との交流について、きびしい制限があり、これをいくらかでも緩和してほしいとのことから端を発したものであるが、幸い日本学術会議の方でとりあげられいくらか緩和されたようである。

学者の交流については、いくつかの組織があり複雑になっているのでわれわれにわかりにくい。政府で統一して英国のブリティッシュ・カウンセルのようなものをつくってほしい。また、外国の学者を日本で受け入れる場合の最大の隘路は宿舎の問題である。要求してはいるが、現在まだ実現されていない。本年度の予算では多少出来るようにうかがっているが、これは外国人ばかりでなく国内の学者交換に際しても必要なことなので新委員会で引き続き検討することにする。また、日本の大学教官の海外視察の数が少ないのでこれをもっと大幅に増す必要がある。特に大学院の場合高度の教育をするだけでなく、将来の教官を養成する面からもこの点についての、各大学よりの要望が強い。

大学院の入学時期について、最近日本の学生が外国へ行くばかりでなく、外国の学生が日本に来るケースが増えて来ている。日本の入学時期は4月に限られているが、外国では学年末が3月と9月の2回にわかれているので、入学時期を4月に限られることは非常に不便である。日本の大学院の入学時期を年2回にすることは可能と思われるので善処する必要がある。一般の留学生については、問題が多岐にわたっているので第5常置委員会では荷が重すぎる。この問題は、千葉大学、東京外国語大学と、文部省の留学生課で研究しているので、国大協としてとりあげるならば、特別委員会を設けて検討すべきではないか等の意見が述べられた。

(20) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和40年6月24日（水）午後3時

場所 教育会館第4研修室

出席者 篠原、小塚、藤野、五嶋、松平、大坪
三村、妻木、馬場、加来各委員

1. 三村委員仮議長となり開会、委員長選出を行ない投票の結果、名古屋大学長篠原委員が委員

長に選出された。

2. 専門委員の更新について

篠原委員長から、扇谷専門委員の意向を聞いた上で決めたい旨の発言があり了承された。

3. 第5常置委員会の取扱事項について

種々討論の結果、大学院問題については、第1常置委員会でとりあげるか、特別委員会を設けて検討すべき問題であると思われるが、第5常置委員会で取扱うとすれば大学院の制度を検討するのではなく、大学院の現状をいかに整備拡充していくかについて検討することとする。また、留学生問題についても、特別委員会を設けて検討すべき問題であるが、これも特別委員会が設けられない場合は、千葉大学東京外国語大学に参加してもらって第5常置委員会において検討していくより仕方がないのではないか、いずれにしても会長と第1常置委員会の意見を聞き、明日の委員会で改めて検討のうえ決定することになった。

(21) 第5常置委員会議事要録

日時 昭和40年6月25日(金)午前10時

場所 教育会館第4研修室

出席者 篠原委員長、小塚、藤野、五嶋、松平、大坪、三村、妻木、馬場、加来各委員 河内教授(静岡大学)

篠原委員長主宰のもとに開会

篠原委員長から昨日会長ならびに第1常置委員会の意向をただしたことについて報告があり、大学院問題については、基本的制度的な検討は第1常置委員会でとりあげるべきであるが、第7常置委員会でも教員養成関係の修士課程等について検討したいとの意見もでており、文部省でも設置基準を諮問している際でもあるので、各所から意見が出たうえで特別委員会を設けなければならないことになるなら別であるが、大学院の現状の整備充実の問題については第5常置委員会でやってほしい。第5常置委員会で問題点を考えていただいて特別委員会を設ける場合の土台をつくりたい。と考えているが、直ちに特別委員会を設けた方がよいか、この際は第1・第5・第7各常置委員会で連絡をとりながらやった方がよいか検討を願

たい。

留学生問題については、わざわざ特別委員会を設けるのはどうかと思う。千葉大学、東京外国語大学等の意見をきいてやっていったらどうか、という空気であった旨報告があり、討論のうえ次のように取扱事項を決定した。

1. 大学院問題について

基本的制度的検討は、第1常置委員会でとりあげ、当面大学院の整備拡充についてのみ第5常置委員会でとりあげていきたい。

2. 一般教育のための大学間の交流について

いわゆる国内の教授の交換、国外との教官の交換ということで、宿舍、教官の地位等について研究していきたい。

3. 国際間の大学の連絡

従来から第5常置委員会でとりあつかって来たほかに、在外研究員の増員、外国人教師の招へい等について検討していきたい。

4. 外国人留学生について

この問題は第5常置委員会のメンバーだけでは出来ないので、千葉大学、東京外国語大学等にも加わっていただいて研究していきたい。

(22) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和40年6月23日(水)午後1時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 増田委員長、山極、小牧、服部、中村前川、岩村、福田各委員 鶴田、宮崎、錦織、原各専門委員 有泉、加藤各給与制度改善専門委員

増田委員長主宰のもとに開会

開会に際し増田委員長から、新しく就任された中村委員(横浜国大)の紹介があった。

1. 国立大学教官等の給与改善に関する要望書について

増田委員長から、「国立大学教官等の給与改善に関する要望書(案)」の作成にあたっては、根本的な事項と具体的な事項との両面から取り上げ、さらに、その資料としては、特定の大学、学部(附置研究所を含む)をピックアップして、各層にわたって無記名のアンケートの結果を付した

こと。また、今回は教官に附随して技術・技能および司書職員の給与の改善についても取り上げたので要望書の標題を「……教官等……」としたこと等の説明があった。

ついで、一応要望書案が読みあげられたのち、直接要望書の作成にたずさわった加藤、有泉両専門委員から、文案の構成・内容・調査資料について詳細な説明があった。

続いて、これについて各委員より、

1. 調査資料について……アンケートの回収率、対象大学・学部名
2. 教授の給与の改善について……指定職乙との関連
3. 大学院修了者に関する経験年数の特例の拡大について……単に学位取得の有無で給与が左右されることの不合理性
4. 技術・技能系職員および司書の改善について……民間との給与の格差が甚だしいため採用困難の実例

等についての質疑応答ならびに意見が述べられ、審議の結果、大学院修了者に関する経験年数の特例の拡大についての問題点は、別の観点から検討する必要もあるが、現行制度上少しでも平準化する意味で原案のままとすること、および、字句の修正について、原案中、1頁標題「……改善について」を「……改善に関する要望書」に、1頁12行目「しかし、」以下を改行に、4頁末行「の名称で」を「として」に、6頁4行目「程度で」を「程度」にすること、また、別紙2の資料について、これが作成上の概説を付記することとし、それぞれ異議なく承認された。

2. その他

増田委員長から、明日の総会に際し、第6常置委員会として、文部大臣に要望したい一般的事項として、①国立大学の施設整備、②教官研究費（教官当積算校費）の増額、③学生経費（学生当積算校費）の増額、④予算留保（節減）のそれぞれについて問題点をまとめた文案の提示があり、審議の結果、教官の在外研究員の増員に関し、殊に地方大学の窮状にかんがみ、一項目加えられたい旨発言があって、前記「④」を「⑤」に移項し、「④教官の在外研究員の増員について」の項

を追加し、それぞれ承認された。

(23) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和40年6月24日（木）午後3時

場所 国立教育会館第4研修室

出席者 増田委員長、山極、柳瀬、服部、大山伊藤、四方、小牧、山岡、赤堀、前川岩村各委員鶴田専門委員

増田委員仮議長となり、同委員から本日午前の総会で承認された第6常置委員会の新構成委員について披露があり、順次自己紹介が行なわれ、次いで本委員会における従来の取扱事項について概略説明があつて後、委員長の選出に入った。

1. 委員長の選出について

投票の結果、増田委員が第6常置委員会委員長に選出された。

2. 専門委員の更新について

このたび次のとおり専門委員の交替が行なわれた。

新専門委員

上山 定治（埼玉大学事務局長）

海野 正次（群馬大学事務局長）

旧専門委員

原 敏夫（東京工業大学事務局長）

宮崎 蔚（東京教育大学事務局長）

なお、他の専門委員は従来どおりである。

3. 担当事項の検討について

増田委員長から本委員会の担当事項については別紙「各常置委員会従来の取扱事項調（1. 国立学校施設整備費 2. 教官研究費及び学生経費の増額 3. 特別会計制度 4. 欠員不補充 5. 教官給与制度改善）」のとおりであること、さらに現在の各取扱事項の検討内容および過去又は現在要望書、意見書として各関係省庁等あてに提出している諸事項（「国家公務員の欠員不補充に関する要望書」「国立大学の予算についての要望書」「国立大学教官の給与改善に関する意見書」）等の作成経緯について詳細なる説明があり、今後の本委員会における運営方針について諮られ、各委員より種々意見開陳の結果、次の諸問題について各方面からのデータを収集して具体的な面から検討していく

ことに了承された。

- 1) 老朽校舎の整備
- 2) 教官研究費の増額
- 3) 学生経費の増額
- 4) 文部省在外研究員の増員

4. その他

予算の増額の問題に関連して本年度の予算配付に際して去る6月1日の閣議において各省庁割当予算(特別会計も含まれる)から一律10%相当額を今秋の補正予算の頃まで留保して節減措置を講ずるよう了解がなされ、実施されるとのことであり、本年度国立学校関係予算に相当影響を及ぼすのではないかと憂慮されているが、この取扱については、具体的な内容を知ったうえで検討したいとの意見により、文部省会計課の甲斐副長の来席を得て、今回の節減措置についての詳細なる説明を聞いた後、これをもとに種々意見交換の結果、今回の措置は国の財政政策上国家予算方針としてとられた措置であるので現段階においては、本委員会できちんとりあげて検討するような性質のものではないが、国立学校予算の特別会計制度の現状では研究予算が従来より窮屈となるので文教政策的見地から予算留保のパーセントを下げられるよう文部当局より関係方面に努力してもらうべく申し述べる程度にとどめ、今後の成り行きによっては問題点について検討していくことに了承された。

(24) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和40年6月25日(金)午前10時

場所 国立教育会館第2会議室

出席者 増田委員長、山極、小牧、服部、大山前川、四方、岩村、柳瀬、伊藤、山岡赤堀各委員

増田委員長主宰のもとに開会

まず、委員長から昨日の委員会に引き続いて当委員会として今後取り上げてゆく問題点についてご検討願うことしたい旨の発言があり、さらに、国立学校特別会計制度については、なお検討を要する未解決の問題もあるが、あまりこまかな点は当委員会として特に取り上げなくてもよいのではないかと意見が述べられたあと、「国立大学教

官等の給与改善に関する要望書」の取り扱いについて、その提出先は昨年と同様に文部大臣、政務、事務各次官、大学学術局長等(会報第26号P28所載)にしてはどうかと諮った結果、特に異議はなく、事務局と打合わせて、できるだけ早い時期に提出することに了承された。

なお、この要望書の(4)に関連して、学長と教授との給与のギャップをうめることについては、指定職乙の定数を増す方向しか考えられないとの文部省担当官の意向、および予算留保の問題については、閣議決定後のことでもあるので、文書でなく口頭で節減の率を下げるよう要望する方が妥当であろうとの文部省の意見が、委員長から述べられた。

ついで、在外研究員の増員要望の問題について各委員より各大学の実情が述べられ、在外研究員予算額の10年間の推移(会報第28号、P30所載)のほかに、最近5年間の在外研究員数について文部省へ照会した調査結果について種々検討が加えられ、この問題についてはさらにデータを集め問題を掘り下げて行くことが了解された。

その他、教室勤務の事務、技術職員の超勤手当の問題、司書の給与改善、学生経費および教官研究費の増額等について種々意見の交換がなされたが、欠員不補充の問題については、管理上困難な実情であるので、その対策の緊急性と共に、事務の合理化、能率化の促進をはかる必要があるとの意見が述べられた。

(25) 第7常置委員会議事要録

日時 昭和40年6月24日(木)午後3時

25日(金)午前10時

場所 教育会館国立大学協会分室

出席者 高坂委員長

渡辺、二方、垣下、小木曾、武居、北山、稲荷山、近藤、久保、玖村各委員
杉野目副会長

高坂委員仮議長となり開会

1. 委員長改選について

全会一致の推せんにより高坂氏が委員長に決定した。

2. 教員養成大学・学部の整備充実と大学院設置についての要望書について

委員長から、さきに教員養成関係の学生募集定員の減員および教官定員の増減について、国大協として文部省に対し意見書を提出したのであったが、その実施にあたっては各大学・学部の実情に沿わないところもあり、また、それぞれの地域の社会的要請にあわない点もあるので、この際教員養成大学・学部の整備充実ならびに教員養成大学・学部に大学院を設けることの二点について要望書を提出したい旨を述べ、さらに要望書の具体的内容について説明があった。

ついで審議に入り、大要次のような意見の表明があった。

- (1) 文部省が教員養成大学・学部の整備充実を意図していることは時宜を得た措置であるが、この実施にあたっては慎重な配慮がのぞまれる。
- (2) 教育学部は5教科（国語，社会，算数，理科および英語）については、他学部教官の援助を得なければ、教員養成の目的が達せられない点に不備があるが、各大学の事情も異なるから、画一的な整備の仕方は適当でない。
- (3) 学芸学部は他学部の一般教養科目を担当している面を充分考慮して、整備充実する必要があるが、文理学部を有する大学では文理学部の改組とも関連する問題をふくんでいるので、要望書の表現についてはこの点を留意すること。
- (4) 教育技術の進歩に伴い、教員養成大学においても修士課程の教育が必要であり、単に年限延長でないことを考慮すべきである。一部の不要論に対し必要性を強調したらどうか。
- (5) 大学院設置の問題は第1および第5の各常置委員会とも関連する問題であるから、教員養成大学の大学院設置について本委員会から申し入れておく必要がある。

以上これらの意見をもとに原案を一部修正のうえ、総会に提案することが承認された。

なお、委員長から、本委員会においては(1)教員養成制度の改善の問題 (2)教員養成大学・学部の設置基準の問題 (3)大学院設置の問題の3点を中心議題としてすすめていきたい旨を述べ、了承された。

(26) 学生急増対策特別委員会 会議事要録

日 時 昭和40年6月23日（水）午前10時

場 所 東京大学大講堂小会議室

出席者 奥田委員長，杉野目，長谷川，遠城寺
増田，谷川各委員

奥田委員長主宰のもとに開会

委員長から、大学入学志願者急増対策については、かねてから恒久的観点にたって、各大学の計画をじゅうぶんに勘案して実情に即する適切な措置を講ぜられるよう要望してきたが、40年度国立大学の学生増募は当初計画を下回る結果となった。この事実は、われわれ教育の任にあるものにとってまことに遺憾とするところがあるので、重ねて要望する必要があることを痛感している旨が述べられ、ついで内閣総理大臣官房広報室の「大学入学志願者急増問題について」の国政モニター報告書を参考のため検討し各委員から、一般教育、人間形成という観点からも増募系列が理工科系に片寄るのは望ましくない。理工科系増募だけでは人文社会系を軽く見るムードをかますこととなり教育上望ましくない等が論議の中心となり、種々意見の交換があつてのち、要望書案について審議の上、これを選択し、第34回総会に要望書案（第29号35頁参照）を提案することが了承された。

(27) 科学技術行政特別委員会 会議事要録

日 時 昭和40年6月25日（金）正午

場 所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 大河内，奥田，杉野目，長谷川，藤岡
三輪，大山，福田，石橋，篠原，赤堀
各委員

大河内委員主宰のもとに開会

委員長の選出について

本田熊本大学長の退任に伴い、欠員となっていた委員長について、大山東京工業大学長に委員長をお願いしてはいかがとの提案があり、異議なく

提案のとおり承認された。

大河内委員にかわって大山委員長主宰

1. 委員の追加について

第1常置委員会においても科学技術行政について検討するので、連絡をとる意味から、石津第1常置委員会委員長を本委員会の委員に加えることについて協議し異議なく承認された。

2. 本委員会の今後の方針について

大山委員長から、本委員会は臨時行政調査会の科学技術行政に関する答申に対する処置を検討するにとどまるのか、あるいは、科学技術行政全般の問題も検討していくのか、今後、本委員会で検討すべき問題についてご議論願いたい旨を述べ、ついで各委員から、次のような意見が述べられた。

- 本委員会と第1常置委員会の関連について、第1常置委員会では、科学技術行政に関する基本的な問題を取り扱い、科学技術庁との関係等当面の問題は本委員会で検討してはどうか。
- 科学技術行政に関し、科学技術庁等と大学間の意思疎通をはかる必要があり、さきに話のあった国大協と科学技術庁および文部省の三者会談を促進する必要があるので、行政管理庁に再びあっせんをするよう働きかける必要がある。
- 大学本来の研究の限度はどこか、科学技術庁と大学で研究の重複が指摘されている面もあり、何十億円という費用のかかる大規模な研究を大学の中で行なうのが適当かどうか、ある程度の規模になったら大学の外へ出して研究を行なうべきではないかとも考えられるので、この点について検討の必要がある。
- 大学と科学技術庁等所属の研究機関相互間で研究者の人事交流を考えるべきである。

(28) 第1回大学設置基準特別委員会

別委員会議事要録

日時 昭和40年6月25日(金) 正午

場所 国立教育会館会議室

出席者 大河内会長、三村、香川、樋口、皇、伊藤、大倉、小塚、赤木、四方各委員
先ず、大河内会長が主宰し、このたび大学基準

等研究協議会から文部省に対し、大学設置基準の改善について答申があったことに即応し、当協会においても、理事会において、従来の一般教育特別委員会を切替えて大学設置基準特別委員会を設置することになった。ついては委員長をお決め願いたいと述べ協議の結果、満場一致小塚委員を大学設置基準特別委員会委員長として推薦することになった。次いで、小塚委員長の挨拶があり、今後の審議について、本日の総会終了後、文部省の説明をきき、改めて打合わせることとした。

(29) 第2回大学設置基準特別委員会

日時 昭和40年6月25日(金) 午後4時30分

場所 教育会館国立大学協会分室

出席者 小塚委員長、樋口、三村、香川、伊藤大倉、皇、赤城、四方各委員

説明者 文部省大学課長

小塚委員長から、大学基準等研究協議会から文部大臣に対して答申が出された。したがってこれに対処するため、従来の一般教育特別委員会を大学設置基準特別委員会に改組して一般教育の問題も含めて、単位等大学の基準全般について審議していきたい旨の挨拶があり、文部省の答申処理の方針について大学課長から話をきき、懇談した。

最後に委員長から、本委員会に新たに渡辺、井上、高坂、谷川の各学長に委員として参加願いたいがいかがかと諮られ、異議なく了承された。

(30) 第11回大学運営協議会

議事要録

日時 昭和40年6月23日(水) 午後6時

場所 東京大学大講堂第1会議室

出席者 大河内委員長、奥田、杉野目、長谷川(秀)、井上、遠城寺、増田、高坂、加茂、野村、小牧、長谷川(万)、福田各委員

大塚、田上、桑原各臨時委員、伊藤、大内各専門委員

大河内委員長から、加藤氏に代わり田上氏(一

橋大)を臨時委員としてお願いした旨の披露があった。

1. 「大学の管理運営に関する問題点」の学内機関について

伊藤専門委員から、学内機関のありかたについての基本的な考えかた、学長及び学部長の指導的機能の考えかた並びに専決に属する事項、特に通常の行政機関と同一視してよいかとの問題点が出され、その中の学内機関のありかたについては、法令上の地位や権限が明確でないものもあるが、単に自主的な慣行のみで定めてよいか、機関相互の関係は権限中心でなく信頼関係に基づくことが強調されてよいがそれだけでたりるか、大学も行政機関の側面をもつことにふれるか、学部の自治と全学の調整とをどのように考えるか、個々の教官の自主性の問題をもここで扱ってよいか等の問題点の考えかたについて説明があった。

ついで各委員から、学長及び学部長の発議権並びに学長と評議会、学部長と教授会との関係。教授と助教授との差異。今後の学部自治のありかた。共同利用研究所の自治権。学問の発達に伴う学部間の調整及び学部自治の限界、学部の適正規模。教授会と評議会との関係。学部組織の根拠及び学問分野の細分化、統合化の問題。共同利用研究所の人員配置。学部と研究所の性格及び今後の方向について活発な意見の開陳及び質疑応答が交わされた。

2. 臨時委員の任期満了に伴う後任者について
委員長から、臨時委員の石井、田上の両氏は7月7日で、大塚、桑原の両氏は7月30日で任期満了となるが、引き続いて上記4氏に臨時委員をお願いしたい旨を語り、異議なく承認された。

◎学長会議における国立大学側の議事予定

昭和40. 6. 26 午後1時～3時

- 国立大学における当面の諸問題について
(内容) (1) 特別会計制度協議会 (2) 大学運営協議会 (3) 大学院の整備充実 (4) 大学図書館の整備充実
大河内 東京大学長
- 大学院の在り方、科学技術振興等に関する基本問題について
石津 東北大学長
- 能研テストと入試要項について
長谷川 群馬大学長
- 学寮その他学生厚生補導施設の管理運営について
井上 東京農工大学長

- 学生の保健管理について
遠城寺 九州大学長
- 大学院研究科の増設及び外国との学術交流について
赤堀 大阪大学長
- 国立大学教官の給与改善・国立学校施設整備費及び昭和41年度予算要求について
増田 一橋大学長
- 科学技術の振興と大学の研究について
大山 東京工業大学長
- 国立大学における学生急増対策について
奥田 京都大学長
- 教員養成系大学及び学部の整備充実と大学院を設けることについて
高坂 東京学芸大学長

2. 諸 会 合

(昭和40年5月～6月)

(月日)	(曜)	(時刻)	会 議 名
5・13	木	18	科学技術振興方策に関しての大学の在り方等についての懇談会
・19	水	10	第3常置委員会
・20	木	10	大学運営協議会小委員会
6・4	金	12	給与制度改善専門委員会
・4	金	13	大学運営協議会懇談会
・23	水	10	学生急増対策特別委員会
・23	水	10	第3常置委員会
・23	水	13	第3、4常置委員会合同会議
・23	水	13	第2常置委員会
・23	水	13	第6常置委員会
・23	水	15.30	理事会
・23	水	17.30	大学運営協議会
・23	水	19	第5常置委員会
・24	木	9.30	理事会
・24	木	10	第34回総会(第1日)
・24	木	15	各常置委員会
・24	木	17.30	総会懇親会
・25	金	9.30	理事会
・25	金	10	各常置委員会
・25	金	12	科学技術行政特別委員会
・25	金	12	第1回大学設置基準特別委員会
・25	金	13	第34回総会(第2日)
・25	金	16.30	第2回大学設置基準特別委員会
・28	月	10	第2回事務連絡会

B 要 望 書

国立大学協会第34回総会（昭和40年6月24日、25日開催）において採択の次の要望書を下記のとおり夫々提出した。

- A 大学入学志願者急増対策について
- B 国立大学教官等の給与改善について
- C 大学健康管理の改善整備について
- D 教員養成大学・学部を整備充実と大学院設置について

記

提 出 先		要望書種別
文部大臣	中村 梅吉	A B C D
政務次官	中野 文門	A B C D
事務次官	小林 行雄	A B C D
大学学術局長	杉江 清	A B C D
管理局長	斎藤 正	A C D
官房長	安嶋 弥	A B C D
人事院総裁	佐藤 達夫	B
人事官	佐藤 正典	B
人事官	島田 巽	B
事務総長	藤井 貞夫	B
大蔵大臣	福田 赳夫	A B C D
政務次官	藤井 勝志	A B C D
政務次官	竹中 恒夫	A B C D
事務次官	佐藤 一郎	A B C D
主計局長	谷村 裕	A B C D
主計局次長	岩尾 一	A B C D
主計官	小田村四郎	A B C D
給与課長	亙理 彰	B

国立大学協会は、昭和40年6月24日、25日第34回総会を開き、国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、同総会の決議に基づき、大学入学志願者急増対策について、別紙のとおり要望します。

昭和40年6月30日

国立大学協会会長

大 河 内 一 男

要 望 書

大学入学志願者急増対策については、国において逸早く基本方針を策定して着々これが実行に移されつつあるが、国立大学協会においても、事的重要性にかんがみ、既に昨年6月、国立大学における1万人の増員は教育の機会均等と国立大学の社会的役割から見て誠に寡少に過ぎるものといわざるを得ず、よって、恒久的観点にたって、各大学の計画をじゅうぶんに勘案して実情に即する適切な措置を講ぜられるよう要望したところであるが、昭和40年度における国立大学の学生増員の実態は当初計画のおよそ75%の3,000人であり、国公立大学全体（短大を含む）から見ても当初見込数を約8,000人下まわっている現状であって、このことはわれわれ教育の任にあるものとして誠に憂慮に堪えないところである。

学生の増加は、昭和22年のいわゆるベビーブームによる臨時現象にとどまらず、大学進学率の向上と大学教育に対する社会的要望からして恒常化するものと見なければならぬ状況から見て、政府はこの際次の諸点に留意し、大学入学志願者急増対策について更にあらゆる角度から慎重に考慮の上万全の措置を講ぜられるよう、ここに重ねて要望する。

1. 大学入学者の増加により大学教育の質的水準の低下をまねき、わが国大学教育の将来に禍根を留めることのないよう特に配慮されたい。
2. 人文社会系の増募にあたっては、各大学の自主性を尊重し社会系のみにとどまらず人文系についても考慮されたい。
3. 増募に見合う教職員の増員とその確保および施設設備の充実について格段の配慮をされたい。
4. 一般教育と学生の厚生補導については、現状においてもはなはだ不満足な状態にあるので、その人的物的両面の整備充実について特に考慮されたい。

5. 増募に伴う予算措置については、前向きに配慮されたい。

国立大学協会は、昭和40年6月24日、25日第34回総会を開き、国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、同総会の決議に基づき、国立大学教官等の給与改善について、別紙のとおり要望します。

昭和40年6月26日

国立大学協会会長

大河内 一 男

国立大学教官等の給与改善に関する要望書

1. 基本方針

国立大学協会は、昭和39年6月に「国立大学教官の給与改善に関する意見書」（以下「意見書」という。）を作成し、各方面に対し、国立大学教官の給与の根本的改善を要望した。その大綱は次のとおりであった。

- (1) 国立大学教官については、その職務と責任の特殊性に基づき、一般の公務員と別個の給与体系を設けること。この給与体系は、大学教官にふさわしいものとするが、それは裁判官の給与体系に類したものとなるであろう。
- (2) 国立大学教官の給与については、大学による格差は設けず、その俸給表は1本だてとすること。
- (3) 大学院担当教官の俸給の調整措置については、相当の改善を行なう必要があること。

しかし、昨年の人事院勧告およびそれに続く給与の改訂においては、意見書のうち、学長の俸給の定額化、教授以下の俸給の1等級繰り上げなど、ごく一部分が実現をみたにすぎない。しかも、それらは、主として形式上の改善であって、給与の体系と水準は、実質上はほとんど改善されず、国立大学教官はいまなおその職務と責任にふさわしくない給与に甘んじている実情である。

この現状にかんがみ、国立大学協会は、意見書の内容の早急な実現をふたたび強く要望するとともに、本年度の給与改訂にあたってさしあたり至急に改善を要する問題を指摘して、その実現を要望するしだいである。

2. 至急に改善を要する問題

(1) 超過勤務手当に相当する給与の改善

国立大学教官には、一般公務員と異なり、超過勤務手当が支給されていないが、これは、大学教官についてはその職務の性質上勤務時間を規制することが技術的に困難なためであって、大学教官がその職務としての研究および教育に法定の勤務時間をこえて力を注いでいることを無視することはできない。終戦後に教育公務員の本俸を定めるにあたっては、このことを考慮して一般公務員より高目にしたと伝えられるが、現在ではほとんど差がない状態になっている。そして、一般公務員にあっては超過勤務手当が本俸のほぼ一割近くにあたり、しかもそれがある程度まで平均化し、かつ恒常化している現状を考えると、大学教官の給与はその分だけ一般公務員を下回ることになっている。

昨年の人事院勧告においては、教員の超過勤務が問題として指摘され、さらに慎重に検討する必要があるとされたが、この問題は放置することができないものと考えられるので、少なくとも超過勤務手当に相当する分につき、一定の俸給の調整額を定めるなどの適切な方法により、大学教官の給与を速かに改善する必要がある。なお、現在大学院担当教官に支給されている俸給の調整額は、全く別の理由に基づいているから、この新しい措置によって影響を受けるものではない。

(2) 研究に必要な職業的支出を補填する給付の新設

大学教官は、研究に必要な書物、資料、用具等を自己の給与のなかからある程度まで支出しなければならないのが実情である。（別紙2表6によれば平均して給与の約2割がこのような支出にあてられている。）そのなかには本来公費による大学の施設の整備および研究費の増額によって賄うべきものが少なくないが、公費が不足しているために実際には大学教官が自らの支出を余儀なくされている。また、大学教官には、このほかに、研究者として自らの負担において調達しなければならない最低限必要なものがあり、その経費は大学教官に固有の職業費で

あるということができる。

このような支出に対しては、それを償うだけの特別の給付がなされなければならない。このような給付の新設によって、大学教官の研究上の必要費の支出が容易になり、研究の大きな進展が期待される。（別紙2表9によれば、大学教官の本来必要とする研究費と実際に支出している研究費との間に、平均して月1万円程度の差があることがうかがわれ、研究費のより大きな支出が可能になれば研究のいっそうの進展が期しえられると思われる。）

この給付の形式としては、このような支出が研究者としての必要経費であり、それを償う給付が実費補填の性質をもつことからすると、研究費・調査費等、実費弁償の形式をとることが望ましいが（国会議員について通信交通費として月10万円が給付されている例を参照）、研究手当のような給与の形式をとることも場合によっては考えられる。なお、このような給付を新設するにあたっては、若手教官についてその必要がとくに大きいことから、本俸に対する単純な比率によらず、定額制ないしはそれに近い方式をとることを考慮する必要がある。（別紙2表6によれば、研究費の支出の割合は給与の低い方が多くなっており、定額制に近い方式をとることが実情に即すると考えられる。）

(3) 助手および中堅教官の給与の改善

現在では、大学教官の給与が他に比して劣っているため、大学は優秀な後継者を得にくい状態にあり、さらにまた、中堅教官等が他に流出することを防ぐことが困難な状態にある。

そこで、第一に、助手の初任給を大幅に引き上げ、研究・教育の充実をはかるとともに、将来の後継者の養成に支障のないようにする必要がある。

つぎに、第二に、助教授および講師については、その給与曲線に中だるみが見られるので、これを改善して、中堅教官の流出を防ぐとともに、その充実をはかる必要がある。

(4) 教授の給与の改善

学長の給与は、現在1等級の教授の給与の最高よりも高くなっているが、教官は教授として

の本来の職務の遂行によって高い給与を受けられるようにすべきであるので、1等級の上位の給与を高め、学長とある程度重なるようにする必要がある。

(5) 大学院修了者に関する経験年数計算の特例の拡大

経験年数の計算について、大学院を修了し、修士となった者には2年を3年と計算し、博士となった者には5年を7年と計算するという特例がおかれている。この特例は、現在では、公務員に任用されるまでに学位を取得した者のみ適用されているが、これは、任用後に学位を取得した者、さらに進んでは論文によって博士号を取得した者にも、その適用を拡大する必要がある。なお、これに関連して、スクーリングを終了して博士号をいまだ取得するに至らない者についても、経験年数の計算の上で配慮することが望ましい。

(6) 技術・技能系職員および司書の給与の改善

技術・技能系職員および司書は、大学の研究・教育を補助することによって大学に大きな寄与をしているが、その給与はその職務と責任にふさわしくない状態にあるので、これを改善する必要がある。

国立大学協会は、本年度の給与改善の要望を検討する過程において、前年度の要望において取りあげた職業費、すなわち、研究教育上必要とする経費を重点の一つとして要望することとした。ついでには、その実態を明らかにして要望を裏付ける必要があり、時日も切迫していたので取りあえず、学部・専門別を考慮し、次の大学の12学部2研究所に対し、年令別を考慮して各16名づつを選び、これらの方に調査表の記入をお願いするよう依頼した。その結果を取りあえず集計したものが以下の諸表である。

調査対象大学

帯広畜産大学、福島大学、東京大学、東京工業大学、一橋大学、横浜国立大学、岐阜大学、滋賀大学、香川大学、宮崎大学、鹿児島大学

以下別紙 2

研究者研究条件・研究費実態調査表

表 1 資格別年令別調査対象数

年 令		29才以下	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60以上	計
職 名	授	0	0	10	9	6	22	17	5	69
	助 授	3	14	27	28	9	4	1	1	87
	講 師	13	8	8	1	0	0	0	1	31
	助 手	12	4	1	0	0	0	0	0	17
	計	28	26	46	38	15	26	18	7	204

注 表1.表2.は調査対象を知るためにかかげる。

表 2 専攻分野別年令（資格）別調査対象数

年 令		29才以下	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60以上	計
専 門 別	助 手	0	3	2	3	1	2	2	0	16
	1	3	7	9	8	0	2	2	2	34
	2	1	0	3	1	4	1	1	0	13
	1	1	1	1	2	1	1	2	0	10
	1	2	3	6	3	1	3	3	1	23
	6	1	5	14	10	2	6	5	2	51
	6	4	2	3	5	3	5	1	2	31
	0	1	2	6	6	3	6	2	0	26
	計	17	16	22	45	38	26	18	7	204

注 本調査は講師以上を対象としたので助手だけを別にし、講師以上を年令別に分類した。

表 3 家族と年令の関係

年 令		29才以下	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60以上	計
家 族	助 手	5	4	1	1	0	0	1	0	12
	独身で父母の 家に同居	2	3	0	0	1	0	0	0	6
	家 族 1 人	1	3	4	5	2	0	2	0	19
	2 人	5	4	5	10	5	2	3	3	39
	3 人	2	2	5	22	14	4	7	8	66
	4 人	1	0	4	6	13	6	8	6	45
	5 人	0	0	2	1	1	2	4	1	11
	6人以上	1	0	1	0	2	1	1	0	6
	計	17	16	22	45	38	26	18	7	204

表 4 学部別・年令別書齊の有無

年 令	所 学 属 部	法		経		学芸		工			理		医			農		計		
		有	無	有	無	有	無	有	無	不明	有	無	有	無	不明	有	無	有	無	不明
29才以下		1	2	4	1	0	4	2	1	0	1	2	2	5	1	0	2	10	17	1
30～34		1	1	3	4	1	2	2	1	0	1	5	1	2	0	0	2	9	17	0
35～39		2	1	6	3	2	4	2	2	0	6	5	0	3	1	3	6	21	24	1
40～44		3	0	4	4	5	1	1	2	0	1	5	2	3	0	4	3	20	18	0
45～49		1	0	0	0	4	1	0	1	0	2	0	0	3	0	0	3	7	8	0
50～54		0	2	2	0	1	1	1	1	0	2	3	1	4	0	3	5	10	16	0
55～59		1	1	3	0	2	2	1	1	1	2	1	0	1	0	1	1	10	7	1
60 以上		0	0	2	0	1	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	7	0	0
計		9	7	24	12	16	15	9	9	1	17	21	8	21	2	11	22	94	107	3
		16		36		31		19			38		31			33		204		

表 5 専攻分野別・住居別書齊の有無

専攻 住居	法		経		文		教		工			理		医			農		計			
	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	不明	有	無	有	無	不明	有	無	有	無	不明	合計
持家	5	1	14	0	5	2	6	1	7	4	1	16	8	4	7	0	6	3	63	26	1	90
借家	2	1	4	1	1	0	0	0	1	0	0	3	1	1	6	1	1	1	13	10	1	24
公務員宅等	1	2	3	3	0	1	0	2	2	5	0	3	9	2	3	0	2	8	13	33	0	46
公住宅等	0	0	0	6	0	0	0	0	0	2	0	0	4	0	0	0	2	0	2	12	0	14
アパート	1	1	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0	3	0	2	1	0	2	1	11	1	13
間借	0	1	0	0	0	3	0	1	0	0	0	0	3	0	2	0	0	0	0	10	0	10
その他	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	5	0	7
計	9	7	22	12	6	7	6	4	10	12	1	22	29	8	21	2	11	15	94	107	3	204
	16		34		13		10		23			51		31			26		204			

表 6 年令別家計構成および研究費比率

(単位 万円)

		助 手	2 0 台	3 0 台	4 0 台	5 0 才以上
収 入 支 出	給与所得(A)	43.5	40.4	70.0	97.6	140.9
	その他の収入	2.7	7.8	9.2	17.7	18.7
	家 族 収 入	13.3	23.5	7.8	3.3	3.6
	合 計(B)	59.5	71.7	87.0	118.6	163.2
	生 活 費	41.3	35.0	58.1	86.0	112.6
	研 究 費(C)	7.9	9.3	13.5	19.2	24.6
	支 出 合 計	59.7	54.7	87.0	119.1	163.6
	C/A	18.2	23.0	19.3	19.7	17.5
C/B		13.2	17.0	15.5	16.1	15.0

注 支出合計には税金その他が入っている。

20才台の支出合計が収入より大幅に小さいのは父母と同居しているものが多いため(表3参照)

表 7 年令別給与所得階層別

	助 手	29才以下	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60以上	計
40万 以下	7	8	0	1	0	0	0	0	0	16
41～ 60万	9	8	14	8	0	0	0	0	0	39
61～ 80万	1	0	6	18	7	3	0	0	0	35
81～100万	0	0	2	16	15	5	4	0	1	43
101～120万	0	0	0	1	13	2	4	4	2	26
121～140万	0	0	0	1	3	4	7	3	0	18
141～160万	0	0	0	0	0	1	7	4	2	14
161万 以上	0	0	0	0	0	0	4	7	2	13
計	17	16	22	45	38	15	26	18	7	204

表 8 専攻分野別研究費合計額階層別

所 属		法 1	経 2	文 3	教 4	工 5	理 6	医 7	農 8	計
ナ	シ	0	0	0	0	1	1	0	0	2
3 万	以 下	1	0	2	1	3	5	2	0	14
5 万	以 下	2	2	0	2	2	8	0	5	21
7 万	以 下	0	7	1	0	2	5	2	1	18
10 万	以 下	1	4	1	3	4	7	5	7	32
15 万	以 下	3	4	4	1	4	11	10	5	42
20 万	以 下	3	4	4	1	3	6	6	4	31
20 万	以 上	6	13	1	2	4	8	6	4	44
計		16	34	13	10	23	51	31	26	204

注 研究費のなかには、書籍費、調査・実験費、機器等購入費、謝金、
研究用旅費、交際・指導費、学会費、その他を含む。

表 9 年令別研究費の実際額と必要額の差額

	助 手	29才以下	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60以上	計
3万 以下	3	1	1	2	1	1	1	0	1	11
5万 以下	4	1	4	7	3	0	1	1	0	21
7万 以下	1	0	1	3	5	1	0	1	0	12
10万 以下	3	4	4	8	5	2	2	3	0	31
15万 以下	2	3	5	7	4	3	7	4	0	35
20万 以下	1	3	3	5	2	3	3	1	0	21
20万 以上	1	3	3	9	7	2	5	5	1	36
不 明	2	1	1	4	11	3	7	3	5	37
計	17	16	22	45	38	15	26	18	7	204

注 研究のため現在現実に出している額では不足しているが収入に制約されて
支出できないでいる額を集計した。

表10 年令別・科学（依託）研究費階層別

	助 手	29才以下	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60以上	計
ナ シ	12	13	13	19	19	4	13	9	3	105
5万 以下	1	0	4	7	4	4	3	3	0	26
10万 以下	4	1	2	6	8	3	3	1	0	28
15万 以下	0	0	0	2	0	2	0	1	0	5
20万 以下	0	0	1	3	2	2	2	0	0	10
30万 以下	0	0	0	3	1	0	2	1	1	8
30万 以上	0	2	2	5	3	0	3	3	3	21
不 明	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
計	17	16	22	45	38	15	26	18	7	204

注 科学研究費、依託研究費等は生計と直接関係がないゆえ、これら研究費を生計費と区分し、その研究費としての意義を見ようとしたわけであるが、過半はこれら研究費と関係なく、研究費をえているものも過半は年額10万円以下である。

国立大学協会は、昭和40年6月24日、25日第34回総会を開き、国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、同総会の決議に基づき、大学健康管理の改善整備について、別紙のとおり要望します。

昭和40年6月30日

国立大学協会会長

大 河 内 一 男

要 望 書

大学健康管理の改善整備について

学生の教育に責任を負う大学にとって、大学健康管理の充実強化は、当面する緊急の課題であり、昭和37年6月22日第24回総会、昭和38年6月21日第29回総会および昭和38年11月8日第30回総会の決議に基づき、再度にわたり大学健康管理体制の改善整備について要望してきたところであるが、今日なおこの面においてさしたる進展のみられないことは、極めて遺憾である。

大学の学生は、身体的・精神的に不安定で、危険の多い年令層に属し、加えて修学上の負担も重なり、死亡率は小中高等学校段階の二倍に近く、疾病による休退学および死亡は、1,000人中7.6人の多きにのぼり、4年制大学全体で、約6,200人が39年度中に修学途上に疾病で脱落しており、こ

の疾病による修学の中断は、その学生にとって大きな不幸であるばかりでなく国家社会の損失ははかりしれないものがある。

よってここに、専任の教授職以下の職員をおく大学健康管理施設を計画的に全大学に設置し、大学健康管理の格段の充実を図られるよう重ねて強く要望する。

国立大学協会は、昭和40年6月25日第34回総会を開き、国立大学の当面する諸問題について討議しましたが、同総会の決議に基づき、次の事項の実現方について要望します。

昭和40年6月25日

国立大学協会会長

大 河 内 一 男

要 望 書

教員養成大学・学部の整備充実と大学院設置について

1. 教員養成大学・学部の整備充実について

昨年来、文部省においては、教員養成大学・学部の整備充実を意図しているときいている。本来、教員養成の大学・学部は、その成立の由来を異にしているため、教育学部・学芸学部・学芸大学の三つの種類に分かれており、それぞれその整備充実の必要に迫られているのが現状

である。したがって、今回文部省においてこれが整備充実を企図していることは、時宜を得た措置である。しかし、これが実施にあたっては、次の諸点について特に慎重な配慮をされるよう、強く要望する。

- (1) 教育学部については、学科目の整備が極めて不十分であり、学部自体として教員養成の目的を達することが困難である。その点、早急に充実すること。
- (2) 次に、学芸学部については、他学部の一般教育を担当している面を十分に考慮し、教員養成の為の組織を整備充実するにあたっては、適切な配慮を加えること。
- (3) さらに、学芸大学については、他学部に依存し得ない実情を充分考慮し、これを整備充実すること。
- (4) さしあたり、小・中の教員養成課程について整備充実をはかることが緊要であること。ただ

し、他の課程等については、それぞれの大学・学部の実情、社会的要請等を考慮し、その整備については各大学・学部の独自性を尊重すること。

2. 教員養成大学・学部に大学院を設けることについて

現在、国立大学における各学部のうち、大学院の修士課程さえももたないのが、教員養成の大学・学部の現状である。しかるに、今日の教育内容教育技術の発達の結果、義務教育における指導的役割を果たす職種のものについては、少くとも修士課程の教育を受ける必要がある。さらに、高等学校教員一級免許状は、修士課程修了者にのみ与えられることになっていることにかんがみ、将来教員養成大学・学部で修士課程を設けて高校教員の養成が行なわれるようにする必要がある。

以上の理由により、教員養成大学・学部に大学院を設けられるよう、ここに要望する。

C 資 料

1 教員養成のための教育 課程の基準について (建議)

昭和40年 6 月22日

文部大臣 中 村 梅 吉 殿

教育職員養成審議会会長
高 坂 正 顕

教員養成のための教育課程の
基準について (建議)

現在教員の養成は、大学において行なっている。国立の学芸大学、学芸学部または教育学部において主として小学校および中学校の教員の養成を行なうほか、その他の国公立大学・学部において教育職員免許法に定める所要の単位を修得した者には、教員の資格を取得させることになっている。

本審議会は、さきに文部大臣に対する建議において、前記国立の教員養成大学・学部については義務教育教員のみにとどまらず高等学校、幼稚園の教員等の養成も行なうようその使命、目的を明らかにし、必要な教育課程、施設・設備等が確立整備されることを提案した。またこれらに伴って、その他の国公立大学・学部についても現行免許制度の基本に立脚しながら必要な改善が行なわれるべきことを示した。

本審議会は、昨年7月末に教育課程の構想を公にし、広く関係諸団体の意見を求め、その回答を得て慎重審議の結果この成案に達したので、別紙のとおり建議する。

この案は、大学設置基準に示されたところに基づき小学校および中学校の教員に要請される高い教養と専門的学力を付与するための大学の教育課程基準について基本的構想を示すものである。試補制度については、さらに引き続き検討することとしたい。またここに示されたこの構想の実施に

あたっては、現在進められている大学設置基準の検討の結果に即応するよう配慮する必要がある。

教員養成の改善については、大学における教育を改善充実しなければならない一方、小学校、中学校の望ましい教育を実施するにたる教員の採用配置等も考慮したうえで総合的に検討しなければならないことは建議に指摘したところであるが、教育課程の基準を設定することは現に教員養成を行なっている大学・学部の充実および将来にむかっの改善に資する重要な方途と考える。もとより教員養成のための教育課程の詳細については関係大学等における具体的な研究を待つ必要があるが、基準設定とあいまって教育効果の確保を期待したい。

別 紙

教員養成を目的とする大学・学部（以下「教員養成大学・学部」という。）とその他の大学・学部との各別に必要な教育課程を別記に示した。その主要な事項を示せばおおむね次のとおりである。

1 小学校教員と中学校教員の養成、資格付与については、小学校教員養成の学科または課程別にそれぞれ独自の性格をもたせるとともに、履修すべき授業科目をそれぞれの学科または課程に適合するよう編成し、実施することが妥当と考えた。

なお、学科または課程の編成に関しては、現在進められている学部設置基準の検討の結果に即応するよう、将来、配慮する必要がある。

2 小学校教員の養成、資格付与については、小学校における全科担当のたてまえにそうよう全教科にわたって履修させることが望ましいものとし、あわせて特定の専攻領域について専修させることとした。それによって、教科指導の能力を充足させるとともに、将来にわたる研究、教育活動の素地をつちかうことを期するものである。この場合、1教科について専修させる方法または文科系、理科系、技能科系といった同

系列の2以上の教科に関連づけて専修させる方法のいずれも考えられる。また指導方法の改善、定員の確保等により小学校の高学年の指導、または特定の教科の指導の充実に資することもできるものと思われる。

- 3 中学校教員の養成、資格付与については、1の教科を担当するたてまえとし、当該教科を担当するに必要な専門領域の全体にわたって履修させることとした。

なお、教科によっては、特定の専攻分野についても攻究させるよう教育課程を編成し、実施することが望ましいと考えた。

- 4 教員養成大学・学部またはその他の大学・学部の学科または課程において取得することのできる教員免許状は、文部大臣があらかじめ認定することによって明らかにするものとし、その種類は、当該学科または課程の目的、性格および教育課程が免許基準に示された要請にもっとも適合すると考えられるようなものとする。

なお、免許教科ごとの専門領域に属する必要な授業科目および単位数の設定については、別途免許基準により定められるが、関係学科または課程においても、これらを含めて適切な教育課程を編成し、実施することが望まれる。

- 5 一般教育科目については、本来の趣旨により人格形成に寄与し、ひろく学問研究のあり方にふれさせるものとする。小学校教員については全教科担当の趣旨にかんがみ一般教育の効果があわせて教員として望ましい基礎的能力を身につけさせることとなるよう配慮する必要がある。

- 6 専門教育科目については、教員養成大学・学部とその他の大学・学部においては両者のあり方を異にするのでおのずから教育実施の態様も異なったものになるが、それぞれの特色を生かしうよう配慮した。

現行制度の教材研究(小学校)、教科教育法(中学校)を教科教育の研究に改めた。その意図するところは、当該教科の専門領域と当該教科の教育に関する原理、教育課程、方法、評価等を有機的に関連せしめ、独自の専門教育科目とすることにある。

前記のような意図をふえんし、現行の教科および教職に関する専門科目の区分を取らないこととした。

- 7 教育実習については、その実効があがるようにするためには、他の専門教育科目の履修の程度とじゅうぶん関連させて行なう必要があることに留意し、その実施の時期を明示した。

なお、教育実習の指導組織、方法等について必要な整備充実を行ない、ここに示した単位数をこえる単位数を修得させることが望ましい。

付 記

- i 免許基準に定める教員免許状の取得にかかる専門教育科目で、当該学部の学科または課程の専門教育科目として開設されていないものは当該学部の他の学科もしくは課程または他の学部の学科もしくは課程の専門教育科目として開設されているものを履修させることができる。

- ii 教員組織、施設・設備等教育課程の編成および実施にあたっての諸条件を整備拡充するようにする。

記

教員養成大学・学部について

- 1 開設すべき授業科目は、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目および専門教育科目に分け、必要に応じて基礎教育科目をおく。
- 2 一般教育科目については、法学(日本国憲法を含む。)および哲学、倫理学または宗教に関する授業科目を含めて開設し、履習させる。
- 3 外国語に関する授業科目は、英語を開設し、履修させるほか、ドイツ語またはフランス語を開設する。
- 4 保健体育科目に関する授業科目のうち実技には水泳実技を含めて開設し、履修させる。
- 5 専門教育科目に関する授業科目の開設は、各学科または課程ごとに小学校教員養成、中学校教員養成の必要に適合するように考慮する。とくに小学校教員養成の場合には、専門学力の充実とともに全教科担当に必要な教育を共通に施し、かつ、必要により特定の分野に重点をおいて教育するようなことも考えられる。
- 6 専門教育科目に関する授業科目は、4単位の

開設を原則とする。授業科目は、その内容に即応し、講義、演習または実験実習の形態を明らかにする。とくに小学校教員養成の場合においては、所定の単位数において多くの教科について広範に授業科目を履修することになっているので、その教育効果をあげるようにするため、演習、実験・実習を重視する。

- 7 専門教育科目に関する授業科目は、必修科目と選択科目に分ける。必修科目には、各学科または課程ごとにその専攻分野の特殊な領域に偏することなく、全体として基本的、一般的な内容を包含するようにする。
- 8 小学校および中学校の各教科の教科教育の研究の内容は、当該教科の専門領域と当該教科の教育に関する原理、教育課程、方法、評価等をもって構成する。
- 9 専門教育科目に関する授業科目のうち履修しなかった科目から、学生の自発的な意思に基づいて必要と思われるものを選択できるようにする。
- 10 大学の卒業の要件は、各学科または課程ごとに所定の授業科目について124単位以上を修得することとし、140単位程度を履修させることができる。
- 11 授業科目の履修順序をじゅうぶん考慮し、8学期区分のうち、技能関係教科の授業科目のうち実技科目の履修はなるべく早い学期から行ない、教育実習は、原則として第7学期において実施するものとする。
- 12 小学校教員養成の学科または課程における専門教育科目について、次のように授業科目を開設し、履修させる。
 - (1) 教育原理（初等教育を中心とする。）4単位および教育心理学（児童心理学を含む。）4単位を開設し、履修させる。
 - (2) 教育史、教育社会学、発達心理学、臨床心理学、教育方法（視聴覚教育を含む。）生徒指導（児童の理解と指導）、学校経営（教育行財政を含む。）特殊教育、社会教育およびその他大学においてこれらに類するもので適当と認めて加える授業科目について各4単位を開設し、4科目以上につき計10単位以上

を履修させる。

- (3) 国語、社会、算数、理科、音楽、図画工作、家庭および体育の各教科に関する授業科目について各20単位以上を開設し、そのいずれか1の教科につき必修科目14単位のほか選択科目（関連科目を含むことができる。）を履修させ、計20単位以上を履修させる。この場合、2以上の教科を包括して、たとえば文科系、理科系または技能科系として履修の系列を示し、そのいずれか1の系列につき20単位以上を履修させることも考えられる。
 - (4) 道德教育の研究について4単位を開設し、2単位以上を履修させる。この場合、4単位を履修させることが望ましい。
 - (5) 国語科教育の研究、社会教育の研究、算数科教育の研究、理科教育の研究、音楽科教育の研究、図画工作科教育の研究、家庭科教育の研究および体育科教育の研究について各6単位を開設し、(3)により専修する教科にかかる教科教育の研究につき6単位、その他の各教科教育の研究につき4単位または2単位を履修させ、計28単位以上を履修させる。この場合、小学校教員の需給の動向、教科指導のための学力付与の必要等を考慮し、(3)により専修する教科にかかる教科教育の研究6単位を含め6または7の教科にかかる教科教育の研究（音楽、図画工作または体育の教科にかかる教科教育の研究のうち2科目以上を含む。）について、計28単位以上を履修させることも考えられる。
 - (6) 教育実習について、4単位以上を履修させる。
 - (7) 選択科目として、専門教育科目に関する授業科目のうち履修しなかった科目について、4単位以上を履修させる。
- 13 中学校教員養成の学科または課程における専門教育科目について、次のように授業科目を開設し、履修させる。
 - (1) 教育原理（中等教育を中心とする。）4単位および教育心理学（青年心理学を含む。）4単位を開設し、履修させる。
 - (2) 教育史、教育社会学、発達心理学、臨床

心理学，教育方法（視聴覚教育を含む。）生徒指導（進路指導を含む。），学校経営（教育行財政を含む。），特殊教育，社会教育およびその他大学においてこれらに類するもので適当と認めて加える授業科目について，各4単位を開設し，3科目以上につき計8単位以上を履修させる。

- (3) 国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語その他の免許教科に関する授業科目を開設し，そのいずれか1の教科につき原則として必修科目36単位のほか選択科目（関連科目を含むことができる。）を履修させ，計46単位以上履修させる。
- (4) 道德教育の研究について4単位を開設し，2単位以上を履修させる。この場合，4単位を履修させることが望ましい。
- (5) 国語科教育の研究，社会科教育の研究，数学科教育の研究，理科教育の研究，音楽科教育の研究，美術科教育の研究，保健体育科教育の研究，技術科教育の研究，家庭科教育の研究，英語科教育の研究等の各教科教育の研究について各6単位を開設し，各専攻教科にかかる教科教育の研究につき4単位以上を履修させる。この場合，教科教育の研究については，6単位を履修させることが望ましい。
- (6) 教育実習について，4単位以上を履修させる。
- (7) 選択科目として，専門教育科目に関する授業科目のうち履修しなかった科目につき4単位以上を履修させる。

備 考

- i 外国語に関する授業科目には，特別の事情があるときは，3に掲げる外国語以外の外国語を開設することができる。
- ii 専門教育科目に関する授業科目で，演習・実験・実習によるものについては，3単位または2単位の授業科目として開設することができる。また，教育上必要があるときは，講義，演習，実験・実習の授業形態を組み合わせて開設することができる。

その他の大学・学部について

- 1 一般教育科目の授業科目においては，日本国憲法2単位を履修させるほか，哲学，倫理学または宗教に関する科目のいずれか1の科目4単位を履修させる。
- 2 小学校および中学校の各教科の教科教育の研究の内容は，当該教科の専門領域と当該教科の教育に関する原理，教育課程，方法，評価等をもって構成する。
- 3 小学校教員免許状授与の資格を取得させるために必要な専門教育科目については，文部大臣の認定を受けた大学・学部の学科または課程において，次のように履修させる。
 - (1) 教育原理（初等教育を中心とする。）4単位および教育心理学（児童心理学を含む。）4単位を履修させる。
 - (2) 教育史，教育社会学，発達心理学，臨床心理学，教育方法（視聴覚教育を含む。），生徒指導（児童の理解と指導），学校経営（教育行財政を含む。），特殊教育，社会教育その他のこれらに類する授業科目のうち4科目以上につき計10単位を履修させる。
 - (3) 国語，社会，算数，理科，音楽，図画工作，家庭または体育の教科のうちいずれか1の教科に関する授業科目につき，教員養成大学・学部の必修科目14単位と同じものを履修させるほか，6単位以上を履修させる。この場合，2以上の教科を包括して，たとえば文科系，理科系または技能科系として履修の系列を示し，そのいずれか1の系列につき履修させることができる。

なお，上記の単位については，その一部または全部を(1)または(2)に掲げる授業科目につき履修させることも考えられる。

- (4) 道德教育の研究について，2単位を履修させる。
- (5) 国語科教育の研究，社会科教育の研究，算数科教育の研究，理科教育の研究，音楽科教育の研究，図画工作科教育の研究，家庭科教育の研究および体育科教育の研究について，(3)により専修する教科にかかる教科教育の研究につき6単位，その他の各教科教育の研究につき4単位または2単位を履修させ，

計28単位以上を履修させる。この場合、小学校教員の需給の動向、教科指導のための学力付与の必要等を考慮し、(3)により専修する教科にかかる教科教育の研究を含め6または7の教科にかかる教科教育の研究(音楽、図画工作または体育の教科にかかる教科教育の研究のうち2科目以上を含む。)について、計28単位以上を履修させることも考えられる。

(6) 教育実習について、4単位を履修させる4中学校教員免許状授与の資格を取得させるために必要な専門教育科目については、文部大臣の認定を受けた大学・学部・学科または課程において、次のように履修させる。

(1) 教育原理(中等教育を中心とする。)3単位および教育心理学(青年心理学を含む。)3単位を履修させる。

(2) 教育史、教育社会学、発達心理学、臨床心理学、教育方法(視聴覚教育を含む。)、生徒指導(進路指導を含む。)、学校経営(教育行財政を含む。)、特殊教育、社会教育その他のこれらに類する授業科目のうち1科目2単位を履修させる。

(3) 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語その他の免許教科に関する授業科目のうちいずれか1の教科の授業科目につき、所要の単位を履修させるものとし、履修させる授業科目には、一般的、包括的な内容を包含するようにする。

(4) 道德教育の研究について、2単位を履修させる。

(5) 教科教育の研究について、3単位を履修させる。

(6) 教育実習について、2単位を履修させる。

2 大学設置基準改善要綱

審議日程等について

国大協庶 第49号
昭和40年7月24日

各国立大学長殿

大学設置基準特別委員会

委員長 小塚 新一郎

去る7月16日に大学設置基準特別委員会を開催し、標記審議日程について討議いたしました。文部省としては昭和42年度より実施の意向であり、従って、おそくも41年2月中に当協会の意見を取りまとめ文部大臣に提出する必要がある、その点を勘案の上別紙のとおり取り決めましたので、御諒承の上さきに御照会した貴大学の御意見取纏め方につき何分のご配慮を願います。

なお、東京大学において作成の「大学設置基準の改善に伴う対照表」を貰い受けましたので、参考資料として同封お届けいたします。

大学設置基準要綱審議日程 (昭和40. 7. 16)

国立大学協会
大学設置基準特別委員会

昭和40年

7月2日(金) 大学設置基準改善要綱(以下基準要綱という。)に対する各大学の意見照会

7月16日(金) 大学設置基準特別委員会開催。
審議日程の決定

10月20日(水) 基準要綱に対する各大学の意見締切

11月4日(木) 大学設置基準特別委員会及び同小委員会開催。各大学の意見を整理し、大学設置基準特別委員会の意見書案を作成

11月25日(木) 第35回総会において大学設置基準特別委員会の意見書案を各大学に提示説明し、これに対する意見を照会する。

なお、同総会において当協会意見書の最終決定を理事会(2月16日)に委任することについて承認を受ける。

1月31日(月) 上記特別委員会意見書案に対する各大学の意見締切

2月7日(月) 大学設置基準特別委員会及び同小委員会開催

8日(火) 各大学の意見調整の上大学設置基

9日(水) 準特別委員会の意見書決定案を作成する。

2月16日(水) 理事会開催

(予定) 上記特別委員会の意見書案を審議し、国立大学協会の意見書として

採択決定

2月21日(月) 以上の経過を各大学に報告するとともに、文部大臣に対し当協会として意見書を提出する。

(参 考) 大 学 設 置 基 準 の 改 善 に 伴 う 対 照 表

区 分	現 行	改 善 要 綱	備 考																																																										
Ⅱ 学部について 学部の種類の例示 学部の組織の特例 学科・課程	第2条(学部) 2. 学部の種類は、(中略)学部として適当な規模内容があると認められるものとする。 3. 実質及び規模が1学部を組織するのに適当な場合において、特別の必要があるときは、前項の学部の全部又は1部を分合して1学部とすることができる。 第3条(学科) 学部には、専攻により学科を設ける。 2. 省 略 3. 学科には、教育研究上特に必要があるときは、専攻課程を設けることができる。 第4条(課程) 学部の種類により学科を設けることが適当でないときは、これにかえて課程を設けることができる。 2. 課程には、教育上特に必要があるときは、専攻課程を設けることができる。	削 除 削 除 (1) 学部には、専攻により学科又は課程を設けるものとする。ただし、学部の事情により、学科と課程を併置することができる。 (2) 学科又は課程は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。 (3) 学科は、教員の組織の単位としての性格も比較的強くもつものとし、課程は、学生の履修コースの単位としての性格を比較的強くもつものとする。 (4) 学科又は課程には、教育研究上とくに必要があるときは専攻を置くことができるものとする。																																																											
Ⅲ 教員組織について 別表第1 (一般教育科目等)	別表第1(医学、歯学以外の学部的一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目専任教員数) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">授 業 科 目の種類</th><th colspan="3">専 任 教 員 数</th></tr> <tr> <th>入学定員 1 0 0 人</th><th>入学定員 2 0 0 人</th><th>入学定員 3 0 0 人</th></tr> <tr> <td>一 般 教 育</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>人 文</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td></tr> <tr> <td>社 会</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>自 然</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr> <td>外 国 語</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td></tr> <tr> <td>保 ・ 体</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>7</td><td>1 2</td><td>1 5</td></tr> </table>	授 業 科 目の種類	専 任 教 員 数			入学定員 1 0 0 人	入学定員 2 0 0 人	入学定員 3 0 0 人	一 般 教 育				人 文	2	3	3	社 会	1	2	2	自 然	2	3	4	外 国 語	2	3	5	保 ・ 体	0	1	1	合 計	7	1 2	1 5	別表第1(一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目の教員数) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">授 業 科 目の種類</th><th colspan="3">教 員 数</th></tr> <tr> <th>入学定員 1 0 0 人</th><th>入学定員 2 0 0 人</th><th>入学定員 3 0 0 人</th></tr> <tr> <td>一 般 教 育</td><td>3</td><td>6</td><td>8</td></tr> <tr> <td>外 国 語</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td></tr> <tr> <td>保 ・ 体</td><td>1</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr> <td>計</td><td>6</td><td>1 2</td><td>1 6</td></tr> </table>	授 業 科 目の種類	教 員 数			入学定員 1 0 0 人	入学定員 2 0 0 人	入学定員 3 0 0 人	一 般 教 育	3	6	8	外 国 語	2	4	6	保 ・ 体	1	2	2	計	6	1 2	1 6	
授 業 科 目の種類	専 任 教 員 数																																																												
	入学定員 1 0 0 人	入学定員 2 0 0 人	入学定員 3 0 0 人																																																										
一 般 教 育																																																													
人 文	2	3	3																																																										
社 会	1	2	2																																																										
自 然	2	3	4																																																										
外 国 語	2	3	5																																																										
保 ・ 体	0	1	1																																																										
合 計	7	1 2	1 5																																																										
授 業 科 目の種類	教 員 数																																																												
	入学定員 1 0 0 人	入学定員 2 0 0 人	入学定員 3 0 0 人																																																										
一 般 教 育	3	6	8																																																										
外 国 語	2	4	6																																																										
保 ・ 体	1	2	2																																																										
計	6	1 2	1 6																																																										

区 分	現 行	行	改 善 要 綱	備 考																																																					
備考関係	備考 1. 省略 2. 合計数の半数以上は原則として教授とする。 3. 省略 4. 入学定員がこの表に定める数をこえる場合は、そのこえる入学定員に応じて相当数の教員を増加するものとする。 5. 省略		備考 1. 省略 2. この表に定める各授業科目ごとの教員数の半数以上は原則として教授とする。 3. 省略 4. 入学定員がこの表に定める数をこえる場合には、100人を増すごとに3人以上の専任教員を増加しなければならないものとする。 5. この表に定める各授業科目ごとの教員数及び前記4に定める教員数の5割の範囲内において兼任教員又は兼任教員をもって代えることができる。この場合、専任教員1に対して兼任教員又は兼任教員3の割合とし、前記2の規定の適用については、専任教員及び兼担又は兼任の教員のそれぞれについて、半数以上は原則として教授とする。 6. 7. 8. は省略 別表第2（大学の学部「医学部及び歯学部を除く。」の基礎教育科目の教員数）																																																						
	別表第2 （基礎教育科目）		<table><tr><th rowspan="2">学 部</th><th colspan="3">教 員</th></tr><tr><th>入学定員 100人</th><th>入学定員 200人</th><th>入学定員 300人</th></tr><tr><td>文 科 系 部</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td></tr><tr><td>理 科 系 部</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table>	学 部	教 員			入学定員 100人	入学定員 200人	入学定員 300人	文 科 系 部	1	2	3	理 科 系 部	2	3	4																																							
	学 部	教 員																																																							
入学定員 100人		入学定員 200人	入学定員 300人																																																						
文 科 系 部	1	2	3																																																						
理 科 系 部	2	3	4																																																						
別表第3 （医学・歯学）	別表第2（進学の課程の専任教員数）		備考 1. 省略 2. 省略 3. 省略 4. 省略 5. 省略 別表第3（医学、歯学の進学の課程の教員数）																																																						
	<table><tr><th rowspan="2">授業科目の種類</th><th colspan="2">専 任 教 員 数</th></tr><tr><th>入学定員 60人</th><th>入学定員 120人</th></tr><tr><td>一 般 教 育</td><td></td><td></td></tr><tr><td>人 文</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>社 会</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>自 然</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>外 国 語</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>保 ・ 体</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>合 計</td><td>6</td><td>8</td></tr></table>	授業科目の種類	専 任 教 員 数		入学定員 60人	入学定員 120人	一 般 教 育			人 文	1	1	社 会	1	1	自 然	3	4	外 国 語	1	2	保 ・ 体	0	0	合 計	6	8		<table><tr><th rowspan="2">区 分</th><th colspan="3">教 員 数</th></tr><tr><th>入学定員 40人</th><th>入学定員 60～80人</th><th>入学定員 100～120人</th></tr><tr><td>一 般 教 育</td><td>3</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>外 国 語</td><td>2</td><td>4</td><td>6</td></tr><tr><td>保 ・ 体</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td>基 礎 教 育</td><td>1</td><td>3</td><td>4</td></tr><tr><td>計</td><td>7</td><td>11</td><td>15</td></tr></table>	区 分	教 員 数			入学定員 40人	入学定員 60～80人	入学定員 100～120人	一 般 教 育	3	3	4	外 国 語	2	4	6	保 ・ 体	1	1	1	基 礎 教 育	1	3	4	計	7	11	15	
授業科目の種類	専 任 教 員 数																																																								
	入学定員 60人	入学定員 120人																																																							
一 般 教 育																																																									
人 文	1	1																																																							
社 会	1	1																																																							
自 然	3	4																																																							
外 国 語	1	2																																																							
保 ・ 体	0	0																																																							
合 計	6	8																																																							
区 分	教 員 数																																																								
	入学定員 40人	入学定員 60～80人	入学定員 100～120人																																																						
一 般 教 育	3	3	4																																																						
外 国 語	2	4	6																																																						
保 ・ 体	1	1	1																																																						
基 礎 教 育	1	3	4																																																						
計	7	11	15																																																						
			備考																																																						

区 分	現 行	改 善 要 綱	備 考
	別表第3（専門教育科目専任教員数） 省 略	1. 省 略 2. 省 略 3. 省 略 4. 省 略 5. 省 略 6. 省 略 7. 2以上の学部を置く大学で、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目を全学で一括して実施する場合には、一般の学部を適用することができる。	
V 授業科目について 一般教育科目の目標 一般教育科目の開設科目	第20条 一般教育科目は、その内容により、人文科学、社会科学及び自然科学の3系列に分ける。 2. 大学は、次の各号に掲げる一般教育科目に関する授業科目のうち、各号の系列についてそれぞれ3科目以上、全体として12科目以上の授業科目を開設するものとする。 以下省略 第21条 外国語科目 省 略 第22条 保健体育科目 省 略 第23条 基礎教育科目 省 略	2. 一般教育科目に関する規定（第20条）で一般教育科目の目標を次の(1)のように規定するとともに、一般教育科目として開設する授業科目について次の(2)及び(3)のように規定すること。 (1) 一般教育科目は、自然と人生と文化に関する理解を深め、あわせて専門分野と他の分野等との相関について知見をひろめるとともに、よき社会人となるに必要な教養を身につけさせることを目標とするものとする。 (2) 大学は、一般教育科目として適当と認められる授業科目を、人文、社会、自然の3分野にわたって開設するものとする。 (3) 前記(2)の授業科目は、単一科目又は総合科目のいずれでもよいものとする。 3. 外国語科目及び保健体育科目 省 略 4. 基礎教育科目 省 略	
VI 単位について 単位数 （一般教育科目） （外国語科目）	第25条 各授業科目の単位数は、次の各号に定めるとおりとする。 1. 一般教育科目は、原則として4単位とする。 2. 外国語科目は、8単位とする。ただし2以上の外国語の科目を開設する大学にあっては、1の外国語を8単位とし、他の外国語の科目は4単位以上とすることができる。	1. 各授業科目の単位数に関する規定（第25条）を改め、 一般教育科目の1授業科目あたりの単位数は各大学の定めるところによるものとし、 外国語科目の単位数に関する規定に次の(1)のように加え、 (1) 2以上の外国語の科目の履修を卒業の要件とする大学にあっては、その履修を卒業の要件とする外国語のうち2科目をそれぞれ8単位とするものとする。 保健体育科目、基礎教育科目及び専門教育科目の1授業科目あたりの単位数を	

区 分	現 行	改 善 要 綱	備 考
(保健体育科目) (基礎教育科目) (専門教育科目) 履 修 時 間 単位の計算	3. 保健体育科目は、4単位とし、講義2単位及び実技2単位とする。 4. 専門教育科目及び基礎教育科目は、4単位以上とする。ただし、教育上の必要がある場合は、3単位又は2単位とすることができる。 第26条 前条に規定する各授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合せて45時間とし、次の基準により計算するものとする。 1. 講義 毎週1時間15週で1単位(毎週1時間半又は2時間15週で1単位とすることができる。) 2. 演習 毎週2時間15週で1単位(毎週1時間15週で1単位とすることができる。) 3. 実験・実習・実技 毎週3時間15週で1単位	それぞれ次の(2)、(3)のように規定すること。 (2) 保健体育科目は、講義と実技あわせて4単位とし、うち実技は2単位以上とする。 (3) 基礎教育科目及び専門教育科目は2単位以上とする。ただし、教育上の必要がある場合は1単位又は1.5単位とすることができる。 2. 1単位の履修時間の標準と、単位の計算方法(第26条)を別条として次の(1)及び(2)のとおり規定すること。 (1) 1単位の履修時間は、授業時間及び自学自習の時間を合わせて45時間を標準とする。 (2) 単位の計算方法は、次のとおりとする。 (ア) 講義又は演習 毎週1時間半又は2時間15週で1単位(毎週2時間15週で1.5単位とすることができる。) (イ) 実験・実習・実技 毎週3時間15週で1単位 (ウ) 芸術・水産・商船その他特殊な教育研究を行なう学部、学科又は課程の専門教育科目のうち実技又は実習を主とする授業科目については、特別の定めをすることができるものとする。	
Ⅷ 卒業の要件について (一般教育科目)	第32条 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、次の各号に定めるところにより、<u>124単位以上</u>を修得することとする。 1. 一般教育科目 人文科学系3科目 12単位 社会科学系3科目 12単位 自然科学系3科目 12単位 合 計 9科目以上36単位 ただし、専門技能の教育を主とする学部にあつては、その専攻分野に関係のある一般教育科目の単位のうち、8単位を限り、基礎教育科目の単位をもってかえ	2. 卒業の要件に関する規定(第32条)を次の(1)から(5)までのように改めること。 (1) 卒業の要件は、大学に4年以上在学し、次の各号に定めるところにより <u>124単位</u>を修得することとする。 1. 一般教育科目については 人文・社会・自然の3分野にわたり <u>24単位</u>	

区 分	現 行	改 善 要 綱	備 考
(外国語科目) (保健体育科目) (基礎教育科目) (専門教育科目) 基礎教育科目の代替措置	ることができる。 2. 外国語科目 1の外国語の科目 8単位 3. 保健体育科目 講義及び実技 4単位 4. 専門教育科目 76単位以上	2. 外国語科目については 1の外国語の科目 8単位 3. 保健体育科目については 講義及び実技 4単位 (うち実技 2単位以上) 4. 基礎教育科目については 12単位 5. 専門教育科目については 76単位 (2) 学部、学科又は課程によって基礎教育科目を必要としないとき、又は基礎教育科目を12単位まで必要としないときは、基礎教育科目について取得すべき単位を、一般教育科目、外国語科目又は専門教育科目で取得させ、これに代えることができる。 (3) 2以上の外国語の科目の修得を卒業の要件とすることができるものとし、その場合、 1の外国語の科目の単位は8単位、他の外国語の科目の単位は基礎教育科目又は専門教育科目のうちから8単位 (又は4単位以上) その他の外国語の科目4単位以上 (4) 前記(3)による場合は、基礎教育科目又は専門教育科目の単位数から減じて卒業の要件とすることができる。 (5) 大学は、必要に応じて、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目、専門教育科目の単位数を増加せしめることができることとし、その場合の増加単位は、全体でおおむね16単位を限度とする。	
第2外国語等の単位	第32条第2項 2以上の外国語の科目の修得を卒業の要件とする場合 1の外国語の科目の単位は8単位、他の外国語の科目は、専門教育科目の単位に含まれるものとする。	(3) 2以上の外国語の科目の修得を卒業の要件とすることができるものとし、その場合、 1の外国語の科目の単位は8単位、他の外国語の科目の単位は基礎教育科目又は専門教育科目のうちから8単位 (又は4単位以上) その他の外国語の科目4単位以上 (4) 前記(3)による場合は、基礎教育科目又は専門教育科目の単位数から減じて卒業の要件とすることができる。 (5) 大学は、必要に応じて、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目、専門教育科目の単位数を増加せしめることができることとし、その場合の増加単位は、全体でおおむね16単位を限度とする。	
増 加 単 位			
医 学・歯 学	第33条 第2項医学、歯学の進学の課程において修得すべき単位 人文科学系 3科目 12単位 社会科学系 3科目 12単位 自然科学系 3科目 12単位 外国語科目 (英・独又は英・仏) 16単位 保健体育科目 (講・実) 4単位 基礎教育科目 8単位 合 計 64単位	3. 医学、歯学の進学の課程において修得すべき単位を、次の(1)のように改め、備考を削除し、次の(2)を加える。 (1) 一般教育科目 人文・社会・自然の3分野に わたり 24単位 外国語科目 (英・独又は英・仏) 16単位 保健体育科目 (講・実) 4単位 (うち実技は2単位以上) 基礎教育科目 20単位 (うち12単位を限り、一般教育科目、外国語科目 (英・独・仏以外の外国語の科目を含む))	

区 分	現 行	改 善 要 綱	備 考
		にあてることができる。 合 計 64単位 (2) 進学の課程において修得すべき単位数が64単位をこえる場合、その限度はおおむね8単位とし、一般教育科目、外国語科目、保健体育科目、基礎教育科目のいずれかで取得させるものとする。	
Ⅸ 校地、校舎等の施設について	第37条第1項各号 1 学長室、会議室、事務室 2 研究室、教室（講義室、実験・実習室、演習室等） 3 図書館、医務室、学生自習室、学生控室 第37条第3項 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。	1. 校舎として備えるべき施設に関する規定（第37条第1項各号）を次のように改めること。 1 学長室、学部長室、会議室、事務室 2 研究室、講義室、演習室、実験・実習室 3 図書館 4 学生自習室、学生控室、保健室 2. 教室に関する規定（第37条第3項）を次のように改めること。 講義室、演習室、実験・実習室は学科又は課程の種類に応じ必要な種類と数を備えるものとする。	

D そ の 他

1. 学長の異動について

会報第28号報告以降学長の交替は次のとおりである。

大学名	旧	新
滋賀大学	小牧実繁	三輪健司

2. 国立大学協会分室の利用について

各大学事務局長 殿

国 立 大 学 協 会

事務局長 鶴 田 酒 造 雄

当協会主催の各種委員会等開催の際欠席された委員等への配布書類は、今後国立教育会館内（4階）国立大学協会分室に保存することにいたしますので、当該大学においてお序の節お立寄りの上お持帰り下さるようお願いいたします。

なお、同分室はさきに当協会及び虎の門会よりご通知いたしましたとおり、各大学の連絡、打合わせ、待合わせ、休憩、携帯品預り等の便宜のた

め設けられたものでありますので、各大学において文部省へご来省等の際随意にご利用下さるよう重ねて申添えます。

3. 寄 贈 図 書

山口大学農学部学術報告書 No. 15 山口大学
京都大学教育学部紀要 XI(1965) 京都大学
東京農工大学学術報告書 NoIX 東京農工大学
中国四国地区一般教育研究会議事録 高知大学
大学概要（新潟大学，東北大学）
職員録（宇都宮大学）
憲法問題をみんなで考えよう

自主憲法期成議員同盟

大学入学志願者急増問題について

（国政モニター報告書）

総理府広報室

Scholarly Books in America

（April 1965）

アメリカ文化センター

採用のための大学案内（昭和40年）

財団法人 学徒援護会

東京芸術大学美術学部紀要 第1号 東京芸術大学